

官報 号外

平成七年十二月十三日

○第百三十四回 参議院會議録第十八号

平成七年十二月十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十九号

平成七年十二月十三日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(現下の金融問題について)

第二 平成四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第三 平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第四 平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第五 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第六 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第七 平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第八 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第九 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十 平成五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十一 平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十二 平成六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十三 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十四 平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十五 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十六 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十七 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十八 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十九 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十一 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十二 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十三 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十四 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十五 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十六 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十七 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十八 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第二十九 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第三十 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第一五 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第一五まで

一、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、政党助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(現下の金融問題について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。武村大蔵大臣。

(國務大臣武村正義君登壇、拍手)

○國務大臣(武村正義君) 現下の金融をめぐるま

としては、バブル崩壊の後遺症等から大変厳しい状

況が続いておりますが、当面の主要な問題につい

て申し上げます。

まず、金融機関の不良債権問題について申し上げ

ます。

金融は、経済活動に必要な資金の供給という、

経済全体にとっていわば動脈ともいえる重要な役

割を担っております。健全で活力ある金融システ

ムは、我が国経済の持続的な発展のための不可欠

の前提であります。したがって、金融機関の不良

債権問題を早期に解決することは、我が国経済に

とって喫緊の課題であり、その処理を先送りす

ることなく果敢に対応していく必要があります。

このため、ディスクロージャーの拡充に積極的

に取り組んでまいりますとともに、金融機関経営

の健全性を確保するための早期是正措置、破綻処

理手続の早期開始に関する制度の創設や民間資金

の拠出に関する透明性の高い枠組みの時限的な導

入等について検討を進めていくところでございま

す。また、信用組合の経営の健全化を図るため、

検査・監督面での自治体と国との連携強化や受け

皿機関の整備を進めてまいりたいと考えており

ます。さらに、公的資金の時限的な導入も含めた

公的な関与のあり方につきましても、金融システ

ム内での最大限の対応等を踏まえながらも検討を

進めていくところでございます。

現在、金融制度調査会金融システム安定化委員

会の審議等を踏まえながら、年内に不良債権問題

の解決に向けての対応策が取りまとまるよう全力

で取り組んでいるところでございます。法律改正

等が必要なものにつきましては、次期通常国会に

所要の法律案を提出させていただきたい考えでござ

次に、不良債権問題の中で象徴的かつ重要な課

題となっている住宅金融専門会社をめぐる問題に

ついて申し上げます。

住宅問題の解決に向けて、大蔵省はこれまで、

母体及び貸し手金融機関の間の協議等を通じて当

事者間の合意形成を促進するとともに、その論議

を踏まえながら行政として所要の検討を進めてま

いったところでございます。

本問題につきましては、現在、大蔵省、農林水

産省間において緊密に協議をしながら、処理方針

の策定について全力を挙げております。去る八日

には、両省の大臣間で意見を交換したところでござ

います。大蔵省としては、早急に問題解決

のめどをつけるべく、さらに強い決意を持ってこ

の問題に取り組んでまいります。

最後に、大和銀行問題について申し上げます。

今回、同行のニューヨーク支店における従業員

の不正行為等に加え、銀行による不適切な業務運

営が指摘をされ、現地金融監督当局から厳しい措

置を受けるに至った大和銀行の一連の事件につい

ては、まことに遺憾であります。大蔵省としまし

ても、大和銀行に対し、銀行法及び信託業法に基

づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額

調査(その2)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

平成七年十二月十三日 参議院會議録第十八号

國務大臣の報告に関する件(現下の金融問題について)

増額調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

第八 平成五年度一般会計予備費使用総調査及

び各省各庁所管使用調査(その2)(第百三十二

回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院

送付)

第九 平成五年度特別会計予備費使用総調査及

び各省各庁所管使用調査(その2)(第百三十二

回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院

送付)

第十 平成五年度特別会計予算総則第十三条に

基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費

増額調査(その2)(第百二十九回国会内閣提

出、第百三十四回国会衆議院送付)

第十一 平成六年度一般会計予備費使用総調査

及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百三十二

回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院

送付)

第十二 平成六年度特別会計予備費使用総調査

平成七年十二月十三日 参議院會議録第十八号

國務大臣の報告に関する件(現下の金融問題について)

二

づく命令並びに外国為替及び外国貿易管理法に基づく処分を提出したところであります。

また、今後、外国金融監督当局との一層緊密な情報交換の促進、銀行の内部管理体制等に対する監督の充実及び海外拠点に対する検査の充実等を図っていくなければなりません。我が国の金融行政に対する内外の信頼を確保してまいる所存でございます。このため、省内にその具体的な方策を検討するための局長クラスから成る委員会を発足させ、現在、検討を進めているところでございます。

いずれにしても、大蔵省としても、今回、邦銀の海外拠点における不正事件の相手国への通報につきましては、相手国の銀行監督に関する対応の仕方への配慮が欠けていたことを率直に反省し、これを貴重な教訓としてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。石川弘君。

〔石川弘君登壇、拍手〕

○石川弘君 私は、自由民主党・自由国民会を代表して、ただいま議題となりました現下の金融問題について、総理並びに閣僚大臣に質問を行います。

まず、不良債権問題の中で、緊急の処理を要する住専をめぐる問題について伺います。

住専問題は、平成三年、本院においても取り上げられましたバブル崩壊に伴う証券及び金融問題とその本質において軌を一にするものであります。現在の住専問題の処理を困難としておりますのは、同年下期三月に住専の経営問題が表面化したにもかかわらず、一次、二次の再建計画が策定され、その処理が今日まで四年間も先送りされていたこと、母体金融機関みずからの貸し付けではなく、いわばワンクッション置いた実質的な子会社の問題であること、一つの住専に多いものでは

八十九行もの母体行がついていることなど、母体行の責任意識が希薄となっていたのではないかといいことでもあります。

したがって、住専問題の本質は、この不明確となつて責任の所在を明らかにすることと考えますが、総理、大蔵大臣、農林水産大臣の見解を伺います。

次に、この責任問題を前提とした負担問題について伺います。

本年九月の金融制度調査会金融システム安定化委員会の審議経過報告の中で、「経営にあつては住専自身及び母体行が主体的役割を果たし、今後の基本的な方針や債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要である」と述べられております。また、十一月一日につくられました与党政策調整会議の「住専問題の処理について」におけるロス負担割合を決める場合の考慮事項に、「住専設立から今日の破綻に至った経緯等を十分踏まえたものであること」とされております。

このことは、その設立経過において、住専は母体行の住宅金融機能を補完する目的で設立された母体行の金融子会社であり、母体行は出資や主要役員等の派遣等により住専の経営を支配してきたことと。

住専の業務展開と経営悪化の背景には、住専は住宅ローンを中心とした業務展開を行っていたが、その後、母体行みずからがリテール分野への積極的進出を志向し、子会社である住専との業務分野を調整しないまま、みずからの住宅ローン業務を拡大させ、住専の業務を侵食し、このため住専は不動産、建設業等住宅関連分野への業務シフトを余儀なくされたこと。

また、住専の再建計画の経緯として、平成三年以降にバブル崩壊等による経営問題が表面化し、第一次、二次と再建計画が策定され、住専を十年計画で再建することが平成五年に関係者間で合意されましたけれども、その際、住専、母体行から系統には迷惑をかけないので協力を願いたいとい

う強い要請があり、母体行からは計画に沿って責任を持って対応する旨の意向が示され、主務省からも計画に沿った対応がなされるよう所要の指導を行うとの意向が示され、系統としても債権回収の方針から金融システムの安定性確保に協力する観点で残高維持と金利減免に応ずることとしたこと。

このような事情がございます。

破綻後の母体行・住専対系統金融機関の協議の中において、住専問題の先ほども申し上げました再建計画の途上におきまして、ある種の急務が取り交わされたことは周知の事実でございます。しかし、母体行側はその存在を最初から認めておりません。次いで、存在を認めましたが、その文書は正式の文書ではない、正式の銀行印を押していないというような理由でその法的効力を否定しました。さらに、再建計画のための急務であり、整理については約定していないんだとまで申しまして、その責任を貫徹いたしておりません。

私は、以上の経過を非常に簡単に整理しました新聞のコラムがその事情を非常によく示していると思ひます。それは「信用守るべし」と題したものでございます。その一文を読ませていただきます。

もともと住専は、政府の支持も得てつくられた金融会社であり、一九九〇年ごろまでは順調に業績を上げていた。おかしなところは、母体行が住専の主力業務である個人の住宅融資に手を出し、見返りに高いリスクの不動産融資案件を回すようになってからだ。

それでもこの時点で合併していれば、今日の事態にはならなかっただろう。ところが現実には、住専が不動産融資に手を染めだすと、優良融資は母体行、リスク案件は住専となり、しかも第一抵当は母体行、第二抵当が住専の図式になつて、住専融資の不良債権率七五％がでさ上

がったという。母体行などの紹介融資もすでに白日の下に出ている。こうして見る限り、住専

の不良債権は単にバブル崩壊の遺物とだけはいえない。

その住専のトップ層には母体行OB、大蔵省OBが名を連ね、当時としては社会的ステータスも高かった。農林系金融機関は、そうしたバックを信用して大量に貸し込んだ。これは例の「覚書」の存在からも明らかである。行政の責任もまた重い。

これから申し上げたいことですが、銀行は「信用がバックボーンである。住専問題に関する限り、貸手に責任を求め今日の傷を小さくして逃げ得たとしても、そのために「銀行は常に自身の利益と安全だけを考へて行動する」というレッテルを張られるだろう。

信義誠実が杜是であるべき業種の人々が、(自らが手を貸した)巨額の不良債権を前にして「赤信号をみんなで渡る危険をあえて冒すのだらうか。金融界の「巨(おお)いなる企て」だが、最後は政治の出番だろう。」と書かれております。

普通、この種の経済問題に政治の出番を求めるということは、私は少ないと思ひます。ここでは、まさしく今が政治の出番であると思ひます。大蔵大臣、大蔵大臣としてこの政治の出番をいかに考へになり、どのように対処なさるかをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、報道によれば、母体行の責任などが自己債権を上回るロスの負担について、株主代表訴訟を提起させるおそれがあり対応できないとか、国際的に透明性がある手法ではない、あるいは破産、清算等の法的整理手続では債権者平等が原則とされているといったことを理由としてこれを拒否する動きがあります。

実業界、とりわけ金融界の実務上は、子会社の整理を法的手続にのっとって行うという実態にはなく、ほとんどすべて親会社が子会社の経営責任を負っている。このことは、税務上もまた株主代表訴訟の判例からも認められているところであり

まして、母体行がこのような主張をすればするほど、系統金融機関は覚悟を根拠にして損害賠償請求を行うといたしております。これでは、住専問題の処理は急を要するというガイドラインの趣旨に沿わないのではないかと思います。大蔵大臣の御意見を伺います。

母体行は法的整理も辞さないと言言しておりますけれども、再建計画時に取引交わした覚書の内容から見て、私は不誠実ではないかと思っております。ガイドラインでは、ロス負担について、当事者が有する経営状況、対応力等を考慮したものであることとされており、大手金融機関などは低金利のもとで収益を上げることによりまして不良債権償却を積極的に進めることが可能と考えられますけれども、系統金融機関は法制上も収益を組合員へ還元するというのが原則でございます。そうした制度の違いを念頭に置いて処理策を検討すべきと考えますが、大蔵大臣の御見解を承ります。

それから、総理及び大蔵大臣の御発言の中で、今月十九日あるいは二十日までに問題が解決するように努力をするというお話がございまして、予算編成を頭に置いての御議論だと思ひますが、私は、先ほど申しましたように、責任問題というのがはつきりしませんと実は負担問題がなかなかはつきりしません。したがって、この十九日あるいは二十日とおっしゃっておりますものは、何らかの財政措置を前提とした処理案のスキームをお考えになつてゐるのではなからうかと思ひますが、この点につきまして総理及び大蔵大臣のお答えをいただきたいと思つております。

もう一つの観点から見ますと、大銀行は特に最近、合併等を通じて大勢力を強くしております。また、全然別の角度から、金融の安定性に申しますか、そういう観点からはむしろ郵貯が、これは国がやっているから安全だということでの資金量を増大させております。その間に入る中小金融機関、信金あるいは信組あるいは農協といっ

たものは、地域や産業別に果たしております本来の役割等がいささか軽視されながら相対的に力が弱つてきているという状態にありますが、この点につきまして、このままでいいのかどうか、大蔵大臣及び農林水産大臣にお答えをいただきたいと思つております。

今回の大和事件、これは一銀行員による大変大きな不正事件でございましてけれども、それが一行員の問題にとどまらず、銀行の組織ぐるみと考えられまして大変問題を大きくし、さらに加えて、この通報のおくれから、単なる民間だけの話ではなくて官民一体でこのようなことをしているのではないかと大きな疑惑を招き、そのことから、米田から謝罪を求められるような大変悪い状態ができております。そのことがいわゆるジャパン・プレミアムというような形で経済的にも大きな負担を生ずることになっております。

私は、この問題について既にいろんな処置が行われておることは承知しておりますけれども、金融機関が内部コントロールができていないというように、このような不祥事がどうして起こつたのかというところ、それからこういうことについて行政当局においても監督の面においていかなる手技きのことかあったかということにつきまして、これは厳正に対処すべきものと考えておりますので、大蔵大臣の御答弁をお願いいたします。

大蔵大臣のたゞいまの御説明におきまして、不良債権問題について、金融システム安定化委員会の審議を踏まえつついろいろの措置についてこれから実行に移すというお話がございまして、私は、実は今回この質問をするに当たりまして、平成三年の金融・証券プロジェクトチームをつくられたときの勉強の経過を見ますと、今回言われていることのかなり多くの部分が当時既に議論をされております。それが本当に実行されますれば、今回のあらゆる不祥事にむしろプラスに働いたのではないかと思つております。

そういう意味で、単なるペーパープランではな

くて、これをどのように実行なさり、あるいは御発言の中にありますように、法制化をするのであれば、どういう部分についてどういう手順で法制化をお考えになるかを聞かせたいと思つております。

私は、以上、不良債権問題についてお尋ねをいたしました。

実は、金融の問題は裏と表がございまして、片方に不良の債権がある、もう一方には優良な債務と言つておかしゅうございまして、金融機関にとつてはありがたい預金というものもあるものでございまして。

今回のこの不良債権問題について考えてみますと、金融機関の健全化を図りながらその安定を求めるといふことは、先ほどのお話にありましたように、必要なことでもあり、また、その実行が経済の血液として大事なことは私も十分理解をいたしております。しかし、この超低金利時代で銀行が相当な利ざやを持ちながら大きな収益を上げていくこともまた事実であります。

このような条件のもとで、一切金融機関に迷惑をかけないという優良な預金者が、ますます下がっていく金利の中で、特に年金生活者の方々がこの問題を遠く目で見ていらつしやるのではないかと大変不安に思ひます。

もちろん、こういう問題は金融だけで処理できる問題ではないと思ひますが、やはり政治の場においてはどちらかというと不良債権の処理というような意味での産業の活性化ということも必要でございまして、今申し上げました善良な預金者、そういう方々がこの問題をいかに考え、この問題に対してある種の協力ができるのか、あるいは政府において、そのようなことも含めた金融政策の展開があり得るのではないかと思つております。

この点につきまして総理並びに大蔵大臣の御答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)

○国務大臣(村山富市君) 石川議員の御質問にお答えを申し上げます。

第一の質問は、住専問題の責任及び早期解決に向けた取り組みについての御質問でございまして、住専をめぐる問題は現在の不良債権問題の中でも象徴的かつ緊要な問題でございまして、我が国金融界、国民のみならず世界からも注目をされ、その解決が求められておると考えています。

住専問題につきましては、御指摘のように、母体行及び貸し手としての多数の金融機関が関係しておりますので、基本的には当事者間の問題でありまして、関係者それぞれが厳しくその責任を自覚しつつ、解決へ向けた努力がされるべきものであると考えております。

政府といたしましては、当事者間の御議論を踏まえて、現在、所要の検討を進めてるところでございまして、処理案の作成については全力を挙げて結論を得るべく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住専問題解決の時期のめどについてのお尋ねであります。ただいまお答え申し上げたとおり、政府といたしましては、現在、処理案の作成について全力を挙げて取り組んでるところであります。いづれにしても年内に結論を得るべく努力をいたしておりますが、できるだけ二十日ぐらゐまでに何らかの結論を出せないのか、こういつて今、真剣に取り組んでゐるところでござい

ます。次に、善良な市民、特に年金生活者は不良債権問題をどのように見ているかのお尋ねであります。金融は、申し上げるまでもなく、経済の動脈として国民生活に深くかかわつております。金融機関の不良債権問題の早期解決の緊要性、必要性については、広く国民の皆様からも御理解をいただいております。私は思つておりますが、しかし、いづれにいたしましても、国民の理解が何よりも必要であるということは申し上げるまでもござい

ません。

また、金利水準の低下は、これは単に金融機関を利するだけの問題ではなくて、景気回復のために必要だということからとられておる措置でございますから、その点については、景気全体が国民生活に好ましい影響を及ぼすようにしていかねばならぬというふうに思っておることにについては御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、こうした金利の低下が、老齢福祉年金等を受給されている立場の方々からすれば老後の生活設計に大変な影響をもたらすわけですから、深刻な問題であるということについては御指摘のとおりだと思います。

したがって、何らかい方法はないかといつて真剣な検討もいたしておりますけれども、とりあえず、年利四・一五%という従来からとられておりました福祉定期預金を、これは来年に期限が切れるわけでありましても、これを延長するという方策をとつてもらつておるところでございます。いろいろ方法を考えながらそうした方々のお気持ちに何らかの形でこたえしなきゃならぬというふうを考えて、これはもう歳入だけではなくて歳出面についても慎重な配慮が必要であるというふうに考えて努力をいたしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣武村正義君登壇、拍手)

○國務大臣(武村正義君) 石川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特に冒頭から、責任の所在、さらには金融システム安定化委員会の経過報告の引用もございまして、当事者間の相互互助が行われていると考えてよいのかとか、経営者に十分な責任の自覚を持たせて処理することも含まれていると思うがどうかとか、あるいは母体行は法的な整理も辞さないと言っているし、系統は損害賠償請求だと言っている。

る。熾烈な対立になつてゐるが、これではガイドラインの趣旨に反するのではないか。さらに、大手銀行は収益を稼ぐことができるが、系統は組合員への配慮があつて経営上大変厳しい。そうした系統と大手銀行の仕組みの違いを念頭に置いて処理案を検討すべきであるというふうな御指摘をまず冒頭からちょうだいいたしました。

全体としてまとめをお答えさせていただきますが、御承知のように、与党三党は、先般、二十数回にわたる議論を経て、ガイドラインと称されておりますが、この問題解決の枠組みをお決めたいただきました。相撲で言えば土俵をつくつていただいたというところであります。心から敬意を表したいと思つておりますし、私どもは農水大臣ともども、この土俵、与党でおつくりいただいたガイドラインの上に立つてこの問題の解決に全力を尽くしていきたいと思つております。このことが基本であります。また、総理が申し上げたように、目標は年内内と言つてききましたが、大蔵省告示、予算の内示を行います二十日をまず目標にしていきたい、目下はそういう意気込みでございます。

過般、農水大臣と初めて協議をさせていただきました。第一点は、このガイドラインを基本にして両省で詰めていくということでありまして、第二は、どうしても七つの住専の債権債務関係を処理するためには受け皿機関をつくる必要があるという点で認識が一致をいたしました。また、何らかの財政的措置が必要であるという点について、両大臣間で合意を見たところであります。

今後さらに合意を重ねながら努力をしまひますが、どうぞ、総理が今答弁申し上げましたように、これは住専という会社があつて、そしてこれが住宅ローンから始まって宅地開発等にどんな事業を上げていった、これに、設立にかかわつた母体行があつて、そしてまた数多くのこの住専に融資をした金融機関がある、こういう構図でございます。大変大きな問題、債権の額でございますし、個々の金融機関にとつても場合によつては

存亡にかかわるぐらいの大きな問題であります。

あくまでも基本はこうした住専、母体行あるいは融資機関という民間の金融機関の問題だということを改めて認識しなきゃなりませんし、私どもが、全権委任で両大臣が決めればそれでいいと事が済むという、そういう立場ではありません。あくまでも当事者間の納得、合意を旨として私どもも精いっぱい努力をしていくということであり、そのことはぜひ御理解をいただきたいと思ふのであります。

それから、大銀行は合併などで力を強めている、郵貯も安全性から資金がふえている、一方、農協等中小金融機関は相対的に力が弱まっているという御指摘がございします。

信金、信組、農協等の協同組合組織形態の金融機関は、相互扶助の精神に基づいておられますし、そういう意味では、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業や個人や農林漁業者等の分野において、いわば地域に密着したきめの細かな金融サービスを提供いただいているところであり、今後とも当然そういう意味でも存在意義は大きいというふうに考えます。

金融機関を取り巻く環境が一段と厳しいものとなつていく中で、こうした協同組織金融機関におきましては、今後とも、本来の役割を十分に認識をしながら、経営基盤の強化と経営の効率化を図つていくことがぜひ必要であるというふうに考えております。

また、大和銀行の問題であります。今回の大和銀行の一連の事件につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたように、大和銀行の元従業員が不正行為を行ったことに加え、銀行自身が不適切な業務運営を行つたことが指摘をされて、大和銀行が米國金融監督當局から極めて厳しい措置を受けるに至つたものであります。

あくまでも今回の処分は大和銀行自体の行為に對して決定されたものであります。そのことを前提にしながら、これまで大蔵省は金融機関に、こ

うした不祥事が起こつた場合には、まず金融機関自身が事実の解明を行う、政府はその調査結果の報告等に基づいて改善指導の措置を行う、こういう手法をやつてまいりました。このことが今回の事件では大蔵省のみならずにも問われたというふうに認識をいたしております。市場機能の一層の活用や国際化の進展に伴う監督手法の共通化の観点から踏まえて、こうしたこれまでの手法を反省して、再検討しなければならぬと考えているところでございます。

したがって、局長クラスで委員会を早速設置しながら、年内を目指してこれも鋭意対策の検討をいたしていただきたいと思います。年内には一定のラインを公表させていただきたいと思つております。

いずれにしても、大蔵省のみならずとしませんが、今回の邦銀の海外拠点における不祥事件の相手国への通報につきましては、相手国の銀行監督に関する対応の仕方への配慮が欠けていた。

「郷に入れば郷に従ふ」という言葉がありますが、事がアメリカで起こつております以上、アメリカの考え方、アメリカのルールが何であるかという認識に欠けていたことを率直に反省をいたします。今後の貴重な教訓にしていかなければならぬと思つておるところでございます。

不良債権の問題、どういふ手順で解決をしていくのかという御指摘でございます。

この問題が喫緊の課題であることは冒頭申し上げたとおりでございますが、また、果敢に年内を目指して対処をしていくという方針にも変わりありません。

こういう考え方に立ちながら、一つは金融機関の経営の自己規制を図るためのディスクロージャー、これを拡充してまいらなければならぬと思つております。不良債権の額そのものも、一定の基準でございますが、そういう意味で来年三月を目指して各行が全部ディスクロースする方向で努力をいただいているさなかでございます。

二つ目は、不良債権の処理の過程で生じ得る金融機関の破綻処理のための預金保険の拡充措置等であります。

ことは、昨年の二信組に引き続いて、さらに三つの金融機関が破綻することになりましたが、こうした貴重な経験に学びながら、一たび金融機関が破綻した場合のさまざまな仕組みについて真剣な検討をいたしております。特に、早期は正の措置をとることが必要だと。なるだけ早目にモニタリングをしながら銀行の経営状況を判断して、そして必要があれば早期に措置をとる、対応をなすため早期に開始をする、こういう仕組みをぜひつくり上げたいと思っております。

さらに、住専問題への対応は当然でございますし、これに伴って破綻処理を円滑に行うための受け皿機関、住専の破綻だけに止まらず、むしろ信用組合等を含めた今後予想される破綻金融機関に対する処理の受け皿機関についても、真剣に今、詰めているところでございます。そして、公的資金の限定的な導入も含めた今後の関与のあり方についても具体的な結論を見出さなければなりません。

こういう幾つか申し上げた大事な点について、金融制度調査会の報告も受けながら、大蔵省みずからも今、真剣な詰めをいたしているところでございまして、ぜひ来通常国会におきましては法案の提出まで運ばせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、不良債権の早期解決という大変大きな問題の解決に向けて、私どもも全力を挙げてまいります。

最後に、超低金利時代に年金生活者が一体どう考えているのかという御指摘がございました。

総理からお答えがございました。全く同じでございますが、公定歩合の操作は日本銀行が行うものでございまして、あくまでも経済状況を踏まえて、端的に言えば、経済が低迷している不況のときには公定歩合を下げる、好況のときには過熱し

ないように上げる、こういうことを基本にしながら運用をされているものであります。あくまでも経済政策、景気対策を基本にして操作が行われていくというふうに私どもは認識をいたしております。

しかし、結果として、公定歩合が下がることで貴重な国民の皆さんの預金金利が少なくなる、今回のように史上最低の金利であるということは、本当に預金に期待をされている数多くの国民の皆さんに大変つらい思いをさせていることを率直に認めないわけにはまいりません。ただ、そういう中で、公定歩合は景気がよくなればまた上がる、悪くなれば下がるという形で戦後一貫して操作がされてきていますし、諸外国でもそういう形で金利政策は操作をされてきているところについて、ぜひ御理解を賜りたいと思うのであります。

総理がお答えしましたように、老齢福祉年金等を受給されている方々、弱い方々に対して、これは銀行、金融機関が自発的にやっている措置でございますが、従来の福祉定期預金制度がございまして、このことも一層PRをしなければなりませんし、総理のお答えにございまして、この期間の延長等についても真剣に考えてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣野呂田芳成君登壇、拍手)
○国務大臣(野呂田芳成君) 石川議員の御質問にお答えいたします。

まず、住専の責任の所在についてのお尋ねでございますが、私は住専問題の本質等に関する認識は石川議員と全く同じであります。

まず、住専は金融機関各業態が共同で出資、設立した金融子会社であります。また、母体行は経営幹部を派遣し、業務面でも深く関与していたという、こういう住専の設立の経緯とか性格、それから母体行が住専の業務分野を調整しないまま住宅ローンにみずからの経営を拡大していった経営不振を招いたという住専経営破綻の原因、さらには、再建に当たっては母体行が責任を持って対応

するという誓約書を大蔵省に出しているものであります。

その誓約書をもとにして、当時の農水省と大蔵省の関係局長が覚書を結んで、さらに念を押して、再建に当たっては母体行が責任を持って対応する、系統にはこれ以上の負担はかけないということを書き明記しているのではありませんか、このことは遵守していただかなければいけません。こういうことを考えれば、私は、母体行がぎりぎりの責任を果たすべきである、こういうことを大蔵大臣との折衝に当たっても強く主張しているところであります。

また、処理策についてのお尋ねであります。銀行は営利を目的とした株式会社であります。したがって、利益を内部留保して充実に得るものであります。ところが、農協系統は非営利の協同組織であって、末端の農家組合員の貯金を各段階で運用して還元することを任務としておりまして、内部留保にはおのずから厳しい制約がござい

ます。また、住専処理については、与党の調整会議から示されたガイドラインでも、処理案の作成に当たっては、それぞれの当事者が有する経営状況、対応力等を考慮しなければならぬと明記されております。当然こうした経営の仕組みや体力、対応力の違い、これはいわば鯨とフナぐらいの違いがありまして、こういうことを考慮しないとこの問題は解決しない、こういうふうに私どもは考えております。

それから最後に、農協等中小金融機関の力が相対的に弱まっているのではないかとのお尋ねでございます。また、協同組織金融機関の一つである農協につきましても、農家組合員の営農、生活に密着したきめ細かな金融サービスの提供、農業分野とその関連産業分野の円滑な資金の供給など、一般の金融機関のみでは十分な対応が困難な分野へ対応するものとして、農協等中小金融機関が重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、農業分野等における資金需要が停滞する中で、金融自由化の進展等による業態間競争が激化しており、農協を取り巻く状況が大変厳しくなっております。このため、系統は、金融自由化の進展等取り巻く厳しい状況に対応して、合併や組織整備等の推進に加え、労働生産性の向上と経営合理化に向け、今、真剣な努力を傾注しているところであります。

我が省としましては、こうした農協系統の自主的な取り組みに対しまして積極的な指導と支援を行い、住専問題の適切な解決等、農協系統信用事業がより一層円滑に展開するよう努めてまい

る所存であります。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) 広中和歌子君。

(広中和歌子君登壇、拍手)
○広中和歌子君 私は、平成会を代表し、ただいまの金融問題に関する御報告について、総理並びに大蔵大臣に質問します。

しかし、その前に、八日夜の高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故についてお尋ねいたします。

今回の事故に際しても、村山内閣の危機管理能力の欠如が甚だしく露呈いたしました。地元自治体への通報が事故発生後一時間ばかり、官邸への報告に至っては、事故発生から二時間を経過していたことは、政府の原発事故対策シミュレーションが完全に欠落していたか、全く機能不能に陥っていたと断ぜざるを得ません。今後の通報体制について政府の決意を求めるとともに、今回の事故を契機に我が国の核燃料リサイクル計画に何らかの変更を加える方針をお持ちかどうか、お伺いいたします。

我が国経済は、バブル崩壊後、村山政権による緊張感を欠いた経済政策によって低迷状態が長期化しております。景気回復の大きな制約要因となっているのが金融システムの不安定性、なかな

処理が急務であります。このままでは、我が国経済に対する悲観的な見方が増幅し、デフレスパイラルに陥り、早く手を打たなければ日本を震源地とする世界金融恐慌にもつながりかねません。その不安を解消するため、今こそ必要な総理の強力な指導力は現政権には求め得べくもないのでしょうか。

まず、日本の金融システム全体への強い不信任を生んでいる金融機関の不良債権の処理問題について伺います。

我が国金融業界と大蔵省は、アメリカが商業銀行の不良債権処理に短期決戦で臨んで成功したように、不良債権処理にかかわる教訓、すなわち危ない銀行の温存は時間がたつほど国民の負担が大きくなることを学び、そのように行動すべきでありました。

しかるに、大蔵省は、物事の決定について論理的判断よりその場の空気に支配され、ずるずるとなし崩しに時流に流されていく護送船団行政から一歩も踏み出そうとはしませんでした。問題は先送り、責任はおかぶり、これでは金融危機の解決にはほど遠いのではないのでしょうか。

去る十一月二十二日、大蔵省は木津信用組合の破綻処理スキームを発表いたしました。これによれば、東京共同銀行を改組して、米国の整理信託公社RTCのような債権回収機能を持たせた日本版RTCにするようでありましたが、これに公的資金が投入されるのか否か、また、新たな機構は強力な執行権限が付与されているのかどうかなど、具体的な道筋については全くあいまいで、内実は継ぎはぎだらけの対応が行き詰まった末の結論ではないかと思ひます。

総理は、今国会冒頭、金融システムの安定性を確保するため、金融機関の不良債権問題の早期解決を期し、引き続き果敢に対処していくとの決意を述べられました。しかし、その後は公的資金導入の是非についても一向に明確な方針を伺うことができませんでした。

私は、各金融機関が直ちに不良債権を完全にディスクロージし、短期にこれを一括処理することと視野に入れるべきだと思いますが、不良債権問題に關し、公的資金導入の可能性についてどのような方針で臨まれるのか伺います。

さらに、財政資金を導入される場合に、無節操な融資を繰り返した金融機関に対し断固として責任を追及されるお考えはあるのか、これらの点についても具体的な答弁を求めます。

次に、住専問題について伺います。

目下、住専処理についてのスキームづくりが与党関係者、大蔵、農水両省において行われておりますが、母体行及び農林系金融機関の損失分担、また、財政資金導入の道筋については全く不透明であり、国民の批判をかすためにきゅうきゅうとしているのが実情であります。

住専問題解決の前提として、まずこの問題の本質と責任の所在を明確にしなければなりません。すなわち、住専設立の金融政策上の位置づけ、住専の設立に關する母体行、金融当局の関与、並びにその後の母体行のかかわり方、巨額の不良債権を抱えるに至った経緯と住専の経営の実態など、これらを明らかにすることが必要です。

こうした点を検討し、次の観点から問題解決の処方せんを作成することが、今、必要ではないでしょうか。

まず、経営悪化の主な原因として、何ら業務調整をしないまま住専の本来業務である個人住宅ローンに親会社である母体行が本格的に進出し、市場のバイを圧迫したことが指摘されます。また、住専の債権には母体行の紹介や移しかえなどがあつたとの事実も指摘されており、これらの点から母体行の責任を見逃すことはできないのであります。さらに、設立の経緯のみならず経営面においても、役員、主要幹部職員の派遣等を含めて深く関与してきており、出資者たる母体行は負担能力の限界まで責任を負うべきではないかと考えます。

こうしたことを考慮すれば、まず母体行が全責任を負う完全母体行主義をとるか、もしくは母体行が債権を全額放棄し不良債権を圧縮、残った資産を受け皿会社に移し、その会社に母体行が出資、贈与、低利融資を行うという修正母体行主義の考え方をとられるのか、見解を伺います。

(議長退席、副議長着席)

後者の場合、非母体行は元本が保証されることを前提として贈与と低利融資で協力を行う方式を採用することが妥当ではないかと考えますが、総理、大蔵大臣の答弁を求めます。

さらに、今回の住専問題で明らかになったことの一つに、農林系金融機関の経営基盤の脆弱さがあります。今後、金融再編という動きの中で農林系金融機関はどうあるべきか、総理のお考えを伺いたい。

また、住専処理に關する公的資金の投入についてはいつごろ結論をお出しになるおつもりなのか、そしてその結果、政府保証も含めて何らかの形で財政資金を投入するつもりがあるのか、その内容について伺います。

こうした住専の処理方策については、国民的理解を得るために、公開性と透明性を担保する観点から、住専の実態解明とその問題の経緯並びに責任のあり方について政府から筋の通った説明が行われる必要があります。さらに、住専の許認可、指導、さらに債権計画を含めて行政は深く関与しており、住専の経営陣に大蔵省出身者が多いことを考えれば、行政はその責任を痛感しなければならぬと思ひますが、その点について大蔵大臣はどのような責任をとられるのか、御答弁を求めます。

次に、大和銀行事件についてであります。

今回の大和銀行ニューヨーク支店における巨額損失事件の発生は、十一年間にわたる不正な取引が行われた期間の長さ、一千百億円という金額の大きさ、いずれをとっても日本の金融機関の信用力を大きく失墜させ、信頼を失う事件であります。

米金融当局の大和銀行に対する業務終結命令は、これまでにならぬ厳しい内容であり、大和銀行のみならず日本の金融機関全体の行動が問われるとともに、日本の金融当局の信用をも大きく揺さぶる問題であると考えます。

武村大蔵大臣は、事件が公表された当初は、一行員が引き起こした事件で、内部管理のお粗末さはあるにしても、大和銀行にも日本の金融システムにも問題がないとの見方を強調されました。しかし、ニューヨークの金融界及び金融当局は、今回の事件を行政を含めた日本の金融システム全体の腐敗と崩壊の例としてとらえ、それゆえに大和銀行に対し米国における業務の撤退を命じたのであります。

十一月に入り、事ここに至って、さすがに楽観的な見方を撤回され、事態の深刻さを認識され、FRBに遺憾の意を表されたようでございますが、その対応の遅さ、無責任さを感じるのには決して一人ではありません。既に、国際金融市場では、日本の銀行がジャパン・プレミアムと呼ばれる上乗せ金利を支払わないと資金を取れない状況が続いており、事態が我が国金融機関全体の問題に拡大していることを知らされることになったのであります。

大蔵大臣に、今後の国際金融市場でのジャパン・プレミアムの見直しと流動性確保について、まず見解を伺います。

次に、今回の事件に対する大蔵省の対応について伺います。

大和銀行が元行員から事件の告白状を受けたのが七月二十四日、その後、大蔵省が大和銀行から報告を受けたのが八月八日のことでありました。

しかし、実際に米連邦準備制度理事会、FRBに報告されたのは九月十八日であり、その間の四十日の空白について米当局は日本の金融当局に強い不信任を持ち、これが米当局の処分決定に大きな影響を与えたことは明白です。少なくとも大蔵省は八月八日の時点で米国に通報義務があつ

たとえられ、また、遅くとも大和銀行自体も米
国銀行事故報告の慣行としての一月以内にみず
から通報すべきであつたと思われまゝ。

加えて、告白状入手二日後の七月二十六日、大
和銀行は資本金の二八%に当たる第三者割当優先
株五百億圓を発行したこと、また、事件による十
一億ドルの損失が大和銀行の自己資本六千八百三
億圓の一八%に達していること等から、大和の支
払い能力や存立基盤に大きな影響を与える重大な
経営情報として、直ちに海外の金融市場に対して
タイムリーディスクロージャーを行うべきであり
ました。

大蔵省は通報に関して重大な信義違反を行った
と考えますが、この点について大蔵大臣の見解を
求めるものであります。

さらに他の邦銀に、現在、同様にあるいはそれ
に近いような重大な損失が隠されてないか、伺
います。もし、ないという御答弁であれば、それ
はどのような信頼に値する調査によるものなの
か、伺います。

今回の大和銀行事件は、業界との密着、保護育
成型の行政が時代の流れに立ちおくれた象徴的な
出来事であり、今後、金融行政は、金融自由化の
進展に合わせ、業界の保護から監視型の行政に転
換していくことが求められると考えます。

行政は、透明なルールを決め、これが守られて
いるかを監視する、そして経営判断を誤り破綻し
そうな銀行をいち早くつかみ、全体のシステムを
損なわないように処理する、それが自由化時代の
行政の姿なのであります。

今回の事件を契機に、政府としては金融行政を
監視型に転換する必要があると思われまゝが、こ
の点について総理並びに大蔵大臣の見解を求める
ものであります。

さらに、今後の金融業務に関する検査体制のあ
り方について伺います。

八四年以来、大和銀行は、自行の検査部を
ニューヨークへ派遣して六回にわたり検査を実施

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

したと聞いておりますが、この元行員がニュー
ヨーク支店や本部の勘定の米国債を勝手に売却し
たり、残高証明を偽造していたことは見抜けな
かつたのであります。大蔵省でも、国際金融局が
八九年二月から三月に、また、金融検査部が九四
年五月にそれぞれ検査を行ったことでもありま
すが、本店検査以上に甘く、こどもも不正は見抜
けなかつたのであります。こうしたことから、早
急に検査体制の見直しを行う必要があります。

その際、考えなければならぬのは、金融は自
分の業界というオーナー意識を引きずつたままの
レフェリーでは適正な判定を下せないということ
であります。さらに、かつて証券不祥事のときそ
うであつたように、改革のかけ声を人員増や機構
増大などの権限拡大にすりかえられてはならない
ということとす。

こうした点から、大蔵省とは別の総合的な金融
監視システムの機構を創設し、そしてこのシステ
ムの監視役は役人である必要はなく、むしろ、大
和銀行事件の教訓からいっても、実務を知ってい
る銀行業務経験者や弁護士、会計士などの民間の
マンパワーを活用した組織を検討すべきだと思わ
れますが、大蔵大臣の見解を伺います。

以上、金融に関する諸問題について質問してま
いりました。今、我が国は、低金利時代に入り、
何がしかの金利収入に依存していた人々の期待を
大きく裏切つております。そのことが民間消費の
低迷、ひいては景気回復の足を引っ張っているの
は明らかであります。それが景気全体の回復のた
めに必要だと言われても、実際は金融機関救済の
ためにすぎず、こうした低金利政策がなぜ今必要
であるのか、国民に対してははっきりと説明する必
要があると考えますが、総理にお伺いいたしま
す。

そして最後に、けさのニュースによりまると、
北朝鮮において異常な事態が起こるかもしれない
との情報があります。村山連立政権は北朝鮮との
特別な関係があり、今後の成り行きについて危惧

国務大臣の報告に関する件(現下の金融問題について)

してあります。我が国の安全や経済に関して重大
な影響があり、事態の把握をしつかりとするよう
に要望して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)
○国務大臣(村山富市君) 広中議員の質問にお答
えを申し上げますが、冒頭に「もんじゅ」のナトリ
ウムが漏れたことによる事故について質問がござ
いました。

私は、何よりもなぜこんな事故が起こつたのか
という原因の徹底的な究明をする。そして、何よ
りも安全を確保して再びこのような事故が再発す
ることのないように万全の対策を講ずる。同時
に、これは地元県民の理解がなければできないこ
とでありますから、地元県民の不安を解消するた
めにあらゆる情報を公開して、そして徹底的に理
解をしてもらうということが大事だということも
申し上げまして、現在、原子力安全委員会等にお
いても正面からこの問題に取り組んでおるところ
でありますし、一昨日は浦野科学技術庁長官も
現地に赴きまして直接調査をし、私もその報告を
受けましたところでありまして、今後とも、以上申
上げましたような考え方に立って万全の対策を
講じてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、各金融機関は直ちに不良債権を完全ディ
スクロースし、短期に一括処理をすべきではない
かとの御質問でございますが、不良債権の償却に
つきましては、会計原則に照らしましてそれぞれ
の債権の置かれた状況により判断することとなり
ますが、いずれにせよ、各金融機関においては、
最大限の合理化努力や早期の引当金等により、で
きるだけ早期に不良債権を償却していくことが求
められるところでございます。

また、早期に不良債権の処理を行い、金融シス
テムの機能回復を図ることは、我が国経済を本格
的な回復軌道に乗せていくために喫緊の課題であ
ります。政府としても、金融機関の不良債権問題
については、処理を先送りすることなく引き続き

果断に対応するとともに、年内に不良債権の早期
処理のための対応策がまとまるよう全力で取り組
んでいるところでございます。

さらに、ディスクリージャーの拡充は、金融機
関経営の透明性を高め経営の自己規制を促す効果
があるだけでなく、金融機関の不良債権の早期
処理を促す上で大きな意義を持つものでございま
す。

こうしたことから、金融制度調査会において
は、今後五年以内のできるだけ早期にすべての不
良債権を開示する方向で検討が行われており、政
府といたしまして、その審議経過を踏まえなが
ら、ディスクリージャーのさらなる拡充に努めて
まいる所存でございます。

次に、公的資金導入の可能性についての御質問
でございますが、金融機関の破綻処理につきまし
ては、金融機関から融資を受けている者からの徹
底的な債権の回収や金融機関経営者の経営責任の
追及等、金融機関の徹底的な自助努力がまず求め
られることは当然であると思ひます。

次に、預金保険の保険料の最大限の引き上げを
含む金融システム内の最大限の対応が先決であ
ります。そのような努力をした後にもなお、金
融機関を消滅させる一方でペイオフにより預金者
に損失を負担させることが困難な場合には、公的
資金の時限的な導入も検討課題にならうと考へて
おります。

ただ、これにより納税者に負担を求めることに
つきましては慎重な検討が必要であり、何よりも
国民の理解を得ることが必要であることは申し上
げるまでもありません。政府といたしましては、
各方面における御議論等を踏まえながら、年内に
結論が得られるよう取り組みを急いでいるところ
でございます。

次に、財政資金が導入される場合、無節操な融
資をした金融機関に対し断固とした責任追及をす
べきではないかとの御質問でございますが、不良
債権の処理は金融機関の自助努力により対応すべ

きものであり、各金融機関における最大限の合理化努力等が求められます。

さらに、経営の破綻した金融機関につきましては、経営陣の退任が求められ、法の枠組みの中で経営責任の厳格な厳しい追及がなされることは当然であると考えております。

次に、住専の不良債権処理における責任論ないし方式についての御質問でございますが、住専をめぐる問題は、現在の不良債権問題の中で象徴的かつ重要な問題であり、我が国金融界、国民のみならず、世界からも注目をされ、その解決が求められておることは御案内のとおりであります。

政府といたしましては、先ほど大蔵大臣からも答弁がございましたが、大臣間の意見交換を含め関係省庁間で緊密に協議をしながら、処理案の作成について全力を挙げて取り組んでいくところでございます。政府としては、引き続き鋭意検討を進め、早急に問題解決のめどをつけるべく、さらに強い決意をもって取り組んでまいります所存でございます。

次に、農林系金融機関の今後のあり方についてのお尋ねでございますが、農協系統金融機関は農家組合員の余剰資金を原資とし、農家組合員の生活及び生産活動に必要な資金を相互扶助の観点から融通するとともに、余剰金については効率的に運用することを目的として信用事業を運営しているところでございます。

特に近年においては、地域経済の発展のもとで、組合員への資金融通に加えて、関連産業や広く金融市場の資金のニーズにこたえてきており、いわゆる地域金融機関として一層重要な役割を果たしていると考えております。今後とも、農家組合員の多様な金融ニーズにこたえるとともに、預金者の資産を効率的かつ安全に運用できるよう農協信用事業の健全な運営について指導してまいりたいと考えております。

次に、住専処理に関する公的資金導入についての御質問でございますが、ただいまお答え申し上げます。

げましたとおり、住専問題の処理につきましては早急に問題解決のめどをつけるべく取り組んでおるところでございます。住専処理に際しての財政的措置の問題については、各方面の議論を踏まえながら早期に解決できるよう全力を挙げて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

次に、今回の大和銀行の問題についての御質問でございますが、本件は、大和銀行の元従業員が不正行為を行ったことに加え、銀行自身による不適切な業務運営が指摘をされ、大和銀行が米國金融当局から極めて厳しい処置を受けるに至ったものでございます。また、この不適切な業務運営とあると考えております。今回のような海外拠点の問題については、相手国の考え方やそこにおけるルールを十分認識し、今後こうしたことが起きることのないよう関係者の厳しい一層の努力を求めたいと考えております。

また、政府といたしましては、今後、外国金融監督当局との一層の緊密な情報交換に努めるとともに、海外拠点に対する監督、検査の充実を図ることにより、我が国の金融行政に対する内外の信頼を確保してまいります所存であります。

なお、市場を中心とした金融環境のもとでの行政と金融機関のかかわりについては、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮という観点から、今後大きな課題と考えております。

次に、金利政策についてのお尋ねでございますが、厳しい経済情勢のもとでは、金利の引き下げは景気の回復を通じて国民生活の向上をもたらす効果があることを御理解いただきたいと思います。

公定歩合の操作は日本銀行の所管事項であり、日本銀行は従来より、景気の動向や金融市場の状況など内外の経済情勢を総合的に勘案した適切な対応をとってきたと考えているところでございまして、このような日本銀行の対応は今後とも変わらないと理解をいたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣武村正義君登壇、拍手)

○國務大臣(武村正義君) 広中議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず最初は、完全母体行責任あるいは修正母体行主義、あるいは非母体行に元本保証をしてはいかがかという御提案等々の御質問でございます。

今も総理がお答えをいたしました。住専をめぐる問題は、現在の不良債権問題の中で極めて象徴的にもかつ重要な課題であります。我が国金融界、国民のみならず、世界からも注目をされ、その解決が求められているところであります。このことをしっかりと認識してこの問題に取り組んでまいりたいと思っております。

あくまでも、母体及び貸し手金融機関の間の協議等を通じていゆる当事者間の合意形成を促進することが基本であります。行政としましては、その間、最大限必要な対応をさせていただきます。大蔵省、農水省双方の協議も、また、大臣間の意見交換も含めて緊密に協議をしながら、年内解決に向かって最善を尽くさせていただきます。

なお、完全母体行責任とか一般行への元本保証などの御提案がございましたが、当事者間で今申し上げたように最後の真剣な話し合いが行われているなかでございまして、ここでこうした御提案に対して肯定的なコメントを申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

住専の実態解明と責任の問題でございますが、既に発表をいたしておりますように、住専の状況につきまして、大蔵省が立入調査をいたしまして、八社全体について不良債権の額などについて公表をさせていただいたところでございまして、住専問題は基本的には、先ほども申し上げたように、民間当事者間において対応が図られるべき問題であるという認識に立ちながら行政の責任

を全うしてまいります。

次に、大蔵省の住専の許認可、指導等の関与についての御指摘でございます。

住専は、改正前の出資法に基づきいわゆる届け出制の会社であります。決して責任逃れで申し上げるわけありませんが、一般の金融機関は認可でございます。したがって、届け出制でございますから、銀行等に対するようないわゆる業務改善命令措置、役員了解等まで含めた広範な経営監督指導を行っている立場ではありません。ただ届け出を受けるのは大蔵省であるという、この性格をぜひ御理解いただきたいと思います。

一方、先ほども申し上げたように、住専の個人住宅ローンから事業者向け融資への急激な傾斜、背後にパブルがございまして、このことにより十分行政が目を向けていたかどうかという点の御指摘については、謙虚に大蔵省としても受けとめるべきであると考えております。今後の貴重な反省材料にしてまいらなければならないと思っております。

次に、ジャパン・プレミアムの御指摘でございますが、邦銀に対する格付低下の動き等を背景としまして、本年夏ごろからジャパン・プレミアムの拡大が見られたところでございます。秋は大変心配をいたしました。十月下旬ごろをピークとして最近ではその幅は縮小してきております。

このジャパン・プレミアムの水準に関しましては、市場における資金需給関係による面が大変大きいわけでありまして、これまで邦銀の外貨資金繰りにおいて資金の量的な確保に困難が生じているといったような報告は上がってきておりません。今後とも、邦銀の外貨資金繰りについて注意深くモニターを続けまして、万が一にも資金繰りに困難を来すような事態が生ずることのないよう適切に対処をしたいと思います。

次に、大和銀行の事件に関して、通報に関する重大な信義違反を行ったと、これも大蔵省に対する御指摘であらうかと思いますが、御意見がござ

いました。

今回の米国の処分は、あくまでも大和銀行自体の行為に対して決定されたものであります。日米金融監督当局間の通報の問題としては、それは別の問題である。要するに、少なくともアメリカの司法当局や銀行監督当局が処置をした、あるいは司法当局が起訴をした理由にこのことが挙げられているわけではありません。

しかし、八月八日に告白状が届いた、そしてその概要についての通報がありました。通報があったら直ちにこの情報を公表する、これはとてもできないと私は思っています。なぜならば、これは大和銀行自身が、まだ真偽のほどが定かでありません、とりあえずこういう告白状が本人から来ましたが、金額はこうです、私どもはこれから真剣に調査をいたしますという、いわば調査を開始する前の報告でございます。早く調査をして、判明し次第、一刻も早く大蔵省に報告していただきたい、これが八月八日でございます。

問題は、それから四十日たって、実は大蔵省にどおりのこういう結果でございましたという正式に報告があったのが九月十二日でございます。この四十日の期間がやはりちょっと長過ぎたのではないかと、こういう見方が当然あります。このことについては私どもも、ちょうど木津信用や兵庫銀行の問題に追われていた面もありますが、もっとと催促するとか急がすような努力を十分したのかどうかということも含めて、やはり日米間にこれだけ、一たん事が起これば情報開示に対する考え方が違ふということをしつかり認識をして、そのための努力、最善を尽くしたかどうかということに素直に反省をしていただくべきでございます。

そういう意味で、三人の局長で早速、この今回の通報等を含めた国際的なかわりをどう教訓として生かしていくのかということ、さまざまな観点から、成案をまとめていただくべきでございます。

なお、この事件の発表のときに、大和銀行に問

題がないという発表を私はしておりません。大和銀行の今後の経営に心配はありませんが、これは申し上げましたし、むしろ強調しました、意識的に、なぜならば、これはまさに金融問題でございますから、私ども通貨当局としては、このこと大和に預金をされている方、大和に預金していただいているたくさんの方々が大きな不安を起さずには大変だと。実際、この一千百億については九月の中間決算で処理しますというのが大和の方針でございますから、処理能力が十分あるということも含めて、経営そのものには心配ありませんということをあえて強調しませんが、責任回避で申し上げているわけではございません。

本津、兵庫銀行のときに、これ以上大きな、一兆円を超すような大きな金融機関が倒れることは当然ありませんとあえて申し上げましたのも、これも二信組から始まってコスモ、本津とまで、これからはたまたま大きな金融機関が倒れるのじゃないかという国民に対する不安が出たのでは大変でございますから、あえて大蔵大臣としては、事実そういうことが当分はないという自信を持ちながら、そこはむしろ明確に申し上げていることもぜひ御理解をいただきたいと思うのであります。

FRBに謝ったことはありません。ルービン長官に電話をして、通報のおくれに対して遺憾の意を表しました。

次に、他の邦銀は一体どうなのか、また隠れた問題があるのではないかと御指摘でございますが、私も、大和銀行事件発覚後、念のため、海外支店を有する各銀行に対しては市場営業部門における内部事務管理体制等について点検を行いました。当局に報告するよう指示をしまして、その結果によりますれば、各銀行からは特に問題は認められないという報告を受けております。

調査の結果については、虚偽の報告を行っていた場合は銀行法第二十四条に基づく虚偽報告として罰則が適用されるものでありますし、信頼性は

確保されているものと考えております。

いずれにしても、各金融機関に対して、特に海外で営業を営む金融機関に対しては、今後ともこうした事件が二度と繰り返されることのないよう最大限の努力を重ねてまいります。

次に、金融行政を監視型に転換すべきではないかという御指摘がございました。

この点については、今も申し上げました大蔵省内部の今回の事件の反省に立った前向きの委員会の議論の中で四点ほど取り上げながら議論を進めているところでございまして、ぜひこういう御指摘も含めて年内には成案を得て、その結果を公表させていただきますと考えております。

次に、金融監視システムに対する考え方について御指摘がございました。

いわば、今回の事件から、監督と検査の機能を分けて考えてはどうかという御趣旨でもあったかと思いますが、今回の教訓を生かすためには、金融機関の監督と検査はむしろ一体として進めることの方が、金融機関の業務、財産の健全性を確保を図ることを目的としてまいります。むしろその方がベターではないかと、私どもはなおそういう考え方に立っております。

この問題については、これからさまざまな御議論の中で私どもも真剣に、今回の事件からどういう機構改革あるいは行政の運営をどう改めたいかという新しい知恵をぜひ生み出していききたいと思っております。(拍手)

○副議長(松尾官平君) 菅野茂君。
○菅野茂君登壇、拍手。
○菅野茂君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し、総理及び関係閣僚に質問をしたいと存じます。

警議員、そして日本社会党に対し、心から厚くお礼を申し上げるものであります。

昨今、我が国において金融破綻が相次ぎ、つい最近も大阪信用組合が経営破綻を来したところでありました。また、大和銀行事件のような金融不祥事も発生しております。

これら一連の事態もさることながら、住専問題に象徴される我が国金融機関の不良債権問題は、海外からも国際金融市場や世界経済全体に悪影響を及ぼすとの懸念を持って見られております。

このため、我が国の金融機関が欧米の銀行から資金を調達する際、金利を上乗せされる事態が発生しております。仮に不良債権問題の解決が図られるようなことがあれば、このようなことがさらに拡大し、海外における我が国の金融機関の資金調達に重大な影響を及ぼしかねません。

このように、金融機関の不良債権問題は、一たびその処理を誤れば、我が国経済、ひいては世界経済全体を不安定化しかねない重大な問題であります。

こうした観点から、政府は、この問題を一刻も早く解決し、我が国金融システムに対する内外の信頼を回復すべく全力を挙げて取り組むべきであると考えます。しかし、今日に至るまで一向に政府の具体策が見えてこないのが現状であります。そこで、まず不良債権問題の早期解決に向けての総理の御決意をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、金融機関の不良債権処理について伺います。

当然であります。金融機関の不良債権の処理は、まずもって金融機関自身によるリストランなどの自助努力によるべきものであることは当然です。しかし、金融機関は、今なお多額の内部留保を抱え、相変わらず一等地に店舗を構え、また、職員の高給高給も高く、本当に不良債権の処理に向け真剣な努力を行っているか、大いに疑問であります。この点について大蔵大臣の見解を伺い

たいと思います。
次に、信用組合の経営破綻に対する対応についてお伺いいたします。

去る八月三十日に、木津信用組合が経営破綻をし、大阪府から業務停止命令が出されました。その後の大阪府による検査結果によると、回収不能額が約九千六百億円と、資産総額の七割を超える額に達しており、常識では考えられないような状況にあります。

このような信用組合の相次ぐ経営破綻に対して、政府は、現在の東京共同銀行を抜本的に改革して時限的な受け皿金融機関をつくることとしていますが、こうした受け皿金融機関をつくることは今後の破綻金融機関の処理をスムーズに進める上で一定の役割を果たすものであると考えます。しかし、一方で、破綻金融機関の経営責任をあいまいにしたまま安易な救済が行われる危険性も否定できません。こうした点を踏まえ、日本版RTCについて具体的にどのような整備を図っていくのか、大蔵大臣にお伺いいたします。

次に、不良債権問題に対する今後の対応についてお伺いいたします。

これまで金融機関の破綻処理は、預金保険の発動など金融内部の負担により行われてきたところでありましたが、この問題を一刻も早く解決するためには公的資金を導入すべきであるとの意見もあります。この場合、納税者である国民の十分な理解が前提であることは言うまでもありません。この点も含め、公的資金の導入について大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

また、これまでは金融機関の破綻処理がどうしてもおくれる場合が多く、このために問題のある金融機関の経営内容が一層悪化するケースが多かったのではないかと考えております。このような事態を招かないためにも、金融機関の経営内容が悪化した場合には直ちに問題金融機関に対して監督当局が強力な改善指導を行い、それでも経営悪化に歯どめがかからない場合には早期に破綻処理

理の手続を開始できる制度を設けるべきと思いますが、この点について大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

次に、住専問題についてお伺いいたします。

住専問題は、我が国の金融、経済にとって実態的にも心理的にも大きな重荷になるとともに、国民にも本問題の重大さは広く知られるところとなっており、また、我が国の金融システムが世界の金融システムの中で極めて重要な地位を占める中、諸外国は住専問題の早急かつ適切な解決を求めてきております。住専問題の早急かつ適切な解決は、世界の金融システムに直結するということの意味でも、かりそめにも国内事情によってその対応を誤ることは許されないと考えます。

また、住専問題の解決は、基本的には当事者間で解決されていくべき問題であります。しかし、残念ながら、当事者間の協議は難航し、歩み寄りはないなか見出せない状況と伝えられております。

こうした中、私も与党としても、住専問題の処理についての基本的なガイドラインを示し、大蔵省及び農水省に対し、処理案の作成に取りかかるよう指示したところであります。

ただ、住専については、農林系統金融機関が債権の多くを抱えることから、末端の一人一人の農民の中には、解決案の行く末に不安を覚える方も少なくありません。住専設立から今日の破綻に至った経緯を十分踏まえるなら、問題解決に際して農林系統金融に責任を問うことは余りにも酷であり、むしろその責任は再建計画立案に当たったの行政指導に求められるべきであります。このことを踏まえ、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、大和銀行に関する一連の事件についてお伺いいたします。

今般、大和銀行ニューヨーク支店の事件はまことに驚くべき事件であります。この事件に関して米国の金融監督当局からは、大和銀行に対し米

から撤退するよう命令が出されており、また、日本においても、大和銀行に対し業務改善命令を出すなど厳しい措置が打ち出されております。

しかし、これら一連の事件については、官民の当事者がそろって米国への報告をおくられたのではないかと、このことが国際的不信感を助長し、それが日本への上乗せ金利の拡大の一因となっているとの声が強く聞かれるところであります。

現在どのような改善策を検討されているのか、また、再発防止策について、大蔵大臣にお伺いいたします。

さて、私、菅野茂、本会議場に登壇し発言の機会を得たことは、冒頭申し上げましたように、アイヌ民族にとっては国会史上初めてのことであり、極めて感慨深いものがございます。

しかし、本日の議題であります金融破綻や不良債権問題、その金額たるや巨額であり、庶民にとっては雲の上の話であります。また、その原因は、バブル経済の便乗や行内の不祥事など、一方面的な金融機関の責任問題であります。

政府にあっては、現在、官房長官のもとにウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、アイヌ新法の制定の御審議を鋭意いただいておりますが、北海道には、木彫りや日雇いなどさまざまな生業で暮らし、年末の資金繰りなどで苦労するアイヌの仲間たちがいることを私は忘れることはできません。

村山総理初め、政府として、国民の理解と納得のいく金融再建の方策をお立てになることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)
○国務大臣(村山富市君) 菅野さんが感慨を込めて述べられたことについて、私も全く同感をいたしました。これからますますお元気で御活躍を御期待申し上げます。

次に、質問についてお答えを申し上げます。いまは、質問についてお答えを申し上げます。いまは、質問についてお答えを申し上げます。いまは、質問についてお答えを申し上げます。

決意についてお尋ねがございましたが、金融システムは経済の動脈ともいえるべきものであって、日本の産業界、経済界に重要な役割を果たしていることについては申し上げるまでもございません。したがって、早期に不良債権問題を解決して金融システムの機能回復を図ることは、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せていくためにも喫緊の課題であるということについては既に御指摘のとおりでございます。

政府といたしましても、金融機関の不良債権問題の早期解決を図るための具体的な対応策について年内にまとめるよう、現在、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。そうした問題について御期待におこたえできるように早期に解決を図る決意でございます。

次に、今回の大和銀行の問題についての御質問でございますが、本件は、先ほど御答弁申し上げましたが、大和銀行の元従業員が不正行為を行ったところでございます。それに加えまして、銀行自身による不適切な業務運営が指摘をされて、米金融当局から極めて厳しい措置がとられたところでございますが、まことに遺憾な出来事であると言わなければならぬと思っております。

今回のような海外拠点の問題につきましては、相手国の考え方やそこにおけるルールといったようなものを十分に正しく認識をして、今後こうしたことが起きることのないよう関係者の厳しい一層の努力が求められていると言わなければなりません。

また、政府といたしましても、今後、外国金融監督当局との一層の緊密な情報交換等に努めるとともに、海外拠点に対する監督・検査の充実を図ることによりまして、御指摘にもございましたような点を踏まえながら、我が国の金融行政に対する内外の信頼を回復していかなければならぬというふうに思っております。この点でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣武村正義君登壇、拍手〕

○國務大臣(武村正義君) 貴野議員の御質問にお答えします。

まず、金融機関自身のリスストラの御指摘がございました。当然のことだと思っております。自助努力により対応すべきものである以上、各金融機関におきましては、店舗網の見直し、人件費を含めた徹底した経費の削減合理化など、経営組織全体を通じて最大限の合理化努力はどうしても必要だということに思っております。

日本版R.T.C.についてのお尋ねでございますが、先般、本津信用組合の処理に際して公表しましたときに、現在の東京共同銀行を改組して、今後五年間に発生する全国の金融機関の破綻処理を円滑に行うための時限的な受け皿機関とすることを発表いたしました。このことが日本版R.T.C.というふうな報道もされているところでございます。

この機能としましては、第一に、既存金融機関から受け皿金融機関を見出せない場合に、破綻信用組合の事業を譲り受けて、預金の払い戻し、債権回収を行った上で事業の清算を行う。第二に、既存金融機関への事業譲渡に際して、当該金融機関が譲り受けを拒む不良債権を譲り受けて回収に当たる。次に、最終的な譲り受け金融機関を探し出すまでの間、一時的に破綻信用組合の事業を引き継いで運営する。こんなことを想定いたしております。

不良債権の回収については、法的な措置を含め、厳正かつ迅速に進めることが大事でございますし、その点での専門的な立場にある関係当局、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力も得て回収に当たるということを考えております。

なお、金融機関の破綻において保護されるべきは、預金者、そして信用秩序であります。破綻金融機関そのものの、経営者、株主、出資者、従業員を保護するわけではありません。破綻した金融機関は存続をさせないということが原則であります。

す。経営の破綻した金融機関につきましては、経営陣の退陣が求められ、法の枠組みの中で経営責任の厳格な追及がなされるのは当然であると考えております。

次に、公的資金の導入の問題でございますが、まず最大限の保険料引き上げを含む預金保険の体制を強化していきたいと考えています。その上で、そのような措置が講じられてもなお、破綻金融機関を消滅させる一方で預金者に損失を直接分担させることを避ける必要がある場合には、公的資金の時限的な導入も検討課題になってくるのではないかと考えております。

なおまた、金融機関が破綻に陥る以前の段階にありまして、不良債権処理のおくれが金融システム全体に著しい悪影響を及ぼすこととなるような場合には、公的資金の導入も含めて早期に問題の解決を図ることについて、金融制度調査会安定委員会においてさまざまな意見が出ております。この審議報告においても、引き続き検討が必要とされたところでございます。

いづれにしても、公的資金の時限的な導入により納税者に負担を求めることにつきましては慎重な検討が必要であります。大蔵省としましては、金融システム内の最大限の対応や各方面における御協議等を踏まえながら、この公的資金の時限的な導入など公的な関与のあり方について結論が得られるよう検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、情報開示の取り組みについての御指摘でございますが、ディスクロージャーは金融機関経営の自己規制を促す効果を持つとともに、預金者の自己責任原則確立の基盤としても大変重要であります。大蔵省としまして、できる限り早期にディスクロージャーを充実させ、預金者に自己責任を問い得る環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、早期の破綻処理手続の開始についての御指摘でございますが、破綻処理については先送り

をしないで果敢に対処していくことが大事であります。今後は金融機関経営の早期是正を促していくことが必要でございますので、このために監督当局が、例えば自己資本の充実度などの一定の基準に基づいて、自主的な経営改善計画の提出指導や業務改善命令等の法令上の措置を講じていくことによりまして、金融機関経営の健全性確保を図っていくことが必要であると考えています。

また、金融機関の場合は、その財務内容が実質的に破綻状態に陥っておりまして、流動性が確保されておりますと営業が続き、また、経営者もそれを強く望む傾向がございますため、結果として破綻処理がおくられて処理コストが拡大しやすいという面があります。こういう事態を避けていくためには、金融機関の破綻処理手続を例えば債務超過に陥った段階から開始するというような工夫が必要ではないかと考えているところでございます。

こうした考え方を整理しながら、次期通常国会にぜひ所要の法律案を提出させていただきたいと考えています。

次に、護送船団方式についての御指摘がございました。

これはもう既にお答えを申し上げましたが、市場を中心とした金融環境のもとでは、行政と金融機関はやはり一定の距離を置いて互いに緊張関係を保っていくことが大事だということに考えております。これまではどちらかというと競争制限的な規制の関係でございましたが、どうしても行政と金融機関が一体になって事を運んでまいりました。国際的にも自由化がこれだけ進んでおりますし、こういう状況の中で、むしろ一定の距離を置いて緊張関係を持つような、そういう状況にこれを振り返って変えていかなければならないというふうに考えておる次第でございます。

次に、住専問題でございますが、もうたびたびお答えを申し上げましたように、住専の現行の再建計画は、住専会社及び関係金融機関の協議、合意

によって策定されたものであります。大蔵省、農林水産省としましては、その当事者間の協議が円滑に行われるよう行政として可能な限りの対応をまいりました。

いづれにせよ、大蔵省はこれまで母体及び貸し手金融機関の間の協議等を通じて当事者間の合意形成を促進するよう努めてきたところでございまして、現在、大臣閣僚の意見交換を含めて、農水省と緊密に協議をして処理案の作成に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。協議の過程で残された課題についても鋭意検討を進めて、早期に問題解決のめどがつけられるよう全力を挙げまいります。

最後に、大和銀行の報告に関する御指摘でございます。

先ほど広中議員の御質問にもお答えをさせていただきました。前向きには、今後の対応課題として、省内で委員会を発足させておりますが、一つは、外国金融監督当局とのより緊密な情報交換の促進をどうしたらいいのか、銀行の内部管理体制等に対する監督の充実はどうしたらいいのか、金融機関における不祥事件の取り扱いも、より今回の事件から適正化を図るにはどうしたらいいのか、さらに海外拠点に対する検査の充実はいかにしたらいいのか、こういう四つの視点に絞って年内に新しい考え方をまとめさせていただき、いましばらく時間をいただきたいと思いますというふうに思っています。(拍手)

○副議長(松尾寛平君) 筆坂秀世君。

〔筆坂秀世君登壇、拍手〕

○筆坂秀世君 私は、日本共産党を代表して、現下の金融問題について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

今、大和銀行の巨額損失事件、住専問題や膨大な不良債権など、今日の金融問題における政府・大蔵省と大銀行の責任が根本から問われていま

そこで、まず大和銀行ニューヨーク支店で発生した十一億ドル、一千百億円という巨額損失事件と、驚くべき隠ぺい工作について伺います。

アメリカ通貨当局が、この巨額損失を十一年間も放置し事件発覚後もひたすら組織ぐるみの隠ぺい工作に狂奔した大和銀行に対し、アメリカからの追放という厳罰を科しました。これは大和銀行の不正は言うに及ばず、アメリカへの通報を怠った大蔵省の責任をも厳しく問うものであり、アメリカや国際金融市場関係者は、日本に対しルールなき資本主義だと厳しい批判の声を上げています。

この重大事態をどう受けとめているのか、総理の答弁を求めます。

ところが、大和銀行も大蔵省も、反省するどころか、開き直りに終始しています。大和銀行は、頭取が各都店長にあてた内部文書で、「井口被告の不正取引により被害をこうむったのは唯一当行などと許しがたい強弁を行っています。大蔵大臣は、これでも大和銀行が真摯に反省していると言っているのか。」

大蔵省の責任ももちろん重大です。八月八日に大和銀行から報告を受けながら四十日間も通報がおくれたことについて、調査結果を待っていたなどと言っていますが、こんな弁明は全く通用いたしません。なぜなら、ニューヨーク連邦地検の起訴事実を見ても明白なように、大和銀行頭取と銀行局長の会談直後から大和銀行がやったことは、事実の調査究明などではありません。証拠隠滅、虚偽報告、にせ取引等々、ひたすら隠ぺい工作をはかることであり、これでは大蔵省熱認の隠ぺい工作だったと言われても仕方がないではありませんか。

一体、大蔵大臣は銀行局長からいつ報告を受け、どういう指導をしたのですか。あわせて答弁を求めます。

次に、不良債権問題についてであります。住専問題で政府・与党が今検討している処理案

は、銀行の乱経営やそれを許した大蔵省の責任は不問にして、公的資金の導入を前提にしたものです。ただ国民の批判をかわすため、直接財政資金を投入するのではなく、当面は日銀融資などで時間を稼ぎ、受け皿機関で実損が発生した段階で国民の税金を投入するという手の込んだ欺瞞的手法だと言わなければなりません。

しかし、住専七社のほとんどは大銀行が資金も人事も経営も握り、銀行の別働隊として利用してきたものではありませんか。それがパブル経済のもとで暴力団や地上げ屋への融資、母体行の指示による不良融資など、乱脈に次ぐ乱脈で破綻したにすぎません。

しかも、住専七社には大蔵省OBが次々と天下り、ピークの一九九一年には住専七社のうち三社の社長、四社の会長が大蔵省OBによって占められています。銀行と大蔵省の責任は余りにも明白であり、国民の血税である公的資金で穴埋めするいわれはどこにもありません。毎日新聞の世論調査でも、実に七三%の人が公的資金の導入に反対だと回答しています。この声にこそこたえるべきではありませんか。

武村大蔵大臣は、阪神大震災の被災者への個人補償を求めたとき、日本は私有財産の国と、冷たく拒否しました。不良債権への公的資金の導入こそやめ、被災者への個人補償をこそすべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

アメリカでは、貯蓄金融機関、S&Aの破産に対し、徹底的な経営責任、監督責任が追及され、千三百六十九人が有罪、千十三人が投獄されました。ところが、日本はどうですか。大蔵省も銀行も何一つ責任をとらず、日銀融資や国民の税金で賄おうというのであります。このような、初めに公的資金の導入ありき、このやり方を断じて容認することはできません。

今、何よりも急ぐべきは、母体行紹介案件、大口貸出先一覽など集げつきの実態を国民の前に明

らかにし、同時に大蔵省と経営者の責任の所在を明確にすることではありませんか。大蔵大臣の答弁を求めます。

今、国民が何よりも憤っているのは、銀行の社会的規範を踏みこむ行動であり、また、それと一体となって大銀行の利益擁護のために働き、パルク・オブ・大蔵省などとやめられる政府・大蔵省の国民をないがしろにしたやり方に対してであります。

銀行は、パブルのときに何をやりましたか。不動産融資を無制限に行い、その結果、悪質地上げ屋をばっこさせ、相続税、固定資産税を引き上げ、都心から住民を追い出しました。また、必ずもうかるなどという詐欺的商法で庶民を株投機、ビル建築、変額保険等々に走らせ、多くの被害者を悲劇的事態に追い込んできました。

こうした悪徳商法で、大手二十一行だけでもパブル期の八八年から九〇年の三年間で六兆五千億円の業務純益を上げています。そして、パブル崩壊後も、共同債権買取機構による減税、公定歩合のたび重なる引き下げなど、政府・大蔵省の支援のもとで九二年から今日までに十一兆円もの業務純益を上げ、内部留保は昨年九月期末で二十兆円を超えるという大もうけぶりでありました。

いかなる名目、手法をとろうと、この銀行をさらに手助けする必要など全くないではありませんか。また、金融自由化を叫び、公的規制の緩和を言う政府・与党、財界が、破綻すると今度は公的資金の導入や公的支援を言うとは余りにも身勝手ではありませんか。総理の答弁を求めます。

このもとで、まさに踏んだりけつたりなのが国民の側であります。九一年以降、九回にわたる公定歩合の引き下げで利息の目減りは何と百兆円にも上っています。これだけ国民から銀行などへの所得の移転が起こったということですか。年金生活者など国民は、銀行の史上空前の大もうけの陰で史上最低の超低金利に泣かされているのであります。また、倒産による解雇を初め、多くの銀行労働者も、出向、配転、相変わらずのサービス残業などリストラ攻撃の犠牲になっています。これらの人々の願いにこたえ、暮らしを守るこそこそ政府が第一にやるべき仕事ではありませんか。

日本共産党は、大蔵省と銀行の癒着を断ち切り、国民のための金融行政実現のため、独立した監督機関の設置を提案していますが、この提案を今こそ真剣に受けとめるべきときではありませんか。総理の答弁を求めます。

最後に、金融行政の民主化のため全力を尽くす日本共産党の決意を述べて、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣村山富市君登壇、拍手)
○國務大臣(村山富市君) 筆坂議員の質問にお答え申し上げます。

大和銀行事件に関する行政批判についての御質問でございますが、まず今回の大和銀行に対する米国の処分は、先ほども申し上げましたように、あくまでも大和銀行自体の行為に対して決定されたものであることについては御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、今回の邦銀の海外拠点における不祥事件の相手国への通報について、相手国の銀行監督に関する対応の仕方への配慮が欠けていたことを率直に反省し、これを貴重な教訓として、国際化の進展に伴いまして監督のあり方等について各国が共通するような局面等について、これまでの我が国の行政手法についてさらに再検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

次に、パブル期の銀行の行動及び公的関与のあり方についての御尋ねでございますが、いわゆるパブル期において金融機関は適切なリスク管理を欠いたまま安易な融資拡大を行った面があったことは否定し得ないと私も思います。こうした過程で発生した金融機関の不良債権の処理は、まず金融機関の責任のあり方を明確にし、金融機関の自助努力により対応すべきものであることは当然で

あると考えております。

次に、破綻金融機関に対して公的資金等による救済を行うべきではないとの趣旨の御質問でございますが、金融システムは経済の動脈ともいえますものであり、早期に不良債権の処理を行い金融システムの機能回復を図ることは、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せていくために喫緊の課題であることは皆さん御理解のとおりであります。

政府といたしましては、金融機関の不良債権問題については、処理を先送りするのではなく、引き続き果敢に対処するとともに、年内に対処策をまとめるように全力で取り組んでいるところでございます。

金融機関の破綻の処理につきましては、先ほども申し上げましたが、第一に、金融機関から融資を受けている者からの徹底的な債権の回収努力をすること、金融機関経営者の経営責任の追及など金融機関の厳しい自助努力、第二には、預金保険の保険料の最大限の引き上げを含む金融システム内の最大限の努力をした後にもなお、金融機関を消滅させる一方でペイオフにより預金者に損失を負担させることが困難な場合には、公的資金の限定的な導入も課題になろうと考えております。

ただ、これにより納税者に負担を求めることにつきましては慎重な配慮が必要であり、今後の各方面における御議論を踏まえながら取り組んでまいり所存でございます。

なお、このような公的な関与によって保護されるべきは預金者及び信用秩序でございます。破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではないということとは言うまでもないと思っております。

次に、国民のための金融行政の実現のため独立した監督機関を設置すべきではないかとお尋ねであります。大蔵省は従来より適正かつ公正な金融行政の実現に努めてきておりますが、大和銀行問題及びその対応等についての内外からの御批判を謙虚に受けとめ、今後とも国民の信頼にこ

たえるための努力をしていかなければならないと考えております。

なお、現在、大蔵省が担っている財政機能と金融機能とはいずれも経済運営上密接に関連する重要な政策手段でございます。両者を一つの省で一体的に運営することは、我が国経済の円滑かつ効率的な運営に必要不可欠であると考えていることについては御理解をいただきたいと思います。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇、拍手)

○国務大臣(武村正義君) 筆坂議員にお答えいたします。

まず、大和銀行の問題であります。事情聴取したところによれば、当該文書の中で、御指摘の「当行は、井口被告の不正取引の唯一の被害者」という記述につきましては、「米国検査当局による起訴について」という文章の中で述べられております。しかしながら、これについては、現在、米国において係争中でございます。大蔵省としての見解については差し控えさせていただきます。

なお、大和銀行としては、今回の不祥事件については深く反省をし、今後、信頼回復に向け努力したいとのことであります。当然のことであります。

次に、大蔵省黙認の隠ぺい工作だったのではないかと御指摘がありますが、そんなことは全くありません。こういう一千百億円という巨額な金額を隠ぺいできるなどとはだれ一人考える者はいなかったはずであります。

なお、この事件の報告を私が銀行局長から受けましたのは九月十四日であります。当然であります。驚きながら適切な対処を指示したところであります。

次に、公的資金の導入についての御指摘でございます。住専の設立に関し、母体金融機関が人的、資本的に関与していたのは事実でございます。ただ、

法的に見ますと、住専は母体金融機関とは別個の人格であります。住専の経営に対する母体金融機関の関与度合いも各社ごとに、また、各時代によってもかなり大きな違いがあります。住専の場合、複数の母体により設立された会社が多いという事情もございまして、その後の経営をスムーズに行っていく観点から、こうした各母体に中立なものとして、それぞれの銀行がたくさん設立に参加しましたので中立的な立場で、大蔵省在籍の経験のあるOBが請われて会長、社長等に就任したものと聞いております。

いずれにしても、会社の経営はそれぞれの会社の経営者にゆだねられたものであります。会社の経営の健全性は会社それぞれが維持していくことが基本であると考えております。

なお、住専処理に際しての財政的な措置の問題については、国会を含め各方面の議論を踏まえて結論を最終的に見出してまいりたいと存じます。

次に、阪神大震災とかかわりで、被災者への個人補償について御指摘がありました。一般的には、自然災害により個人が被害を受けた場合には自助努力による回復がこの国の原則であります。

しかしながら、政府としましては、被災者の実情に配慮した支援措置を幅広くかつきめ細かく実施し、一日も早く被災者の生活再建が実施されるよう努力してまいりたいと考えております。

特に、阪神・淡路大震災については、被害の甚大さにかんがみ、特別の立法などにより被災者の生活再建等への支援措置を拡充してまいりました。個人補償という形ではありませんが、各般の行政施策を補完する阪神・淡路大震災復興基金への地方財政措置を行うなど大幅な支援措置を講ずることにより対応をしてきたところであります。

次に、個別貸出先については、個別会社の経営内容ないしは民間当事者間の取引に関する事柄でございますので、コメントは差し控えてさせていただきます。

最後に、公定歩合についての御指摘でございます。

したが、金利水準の低下は景気回復に大きく寄与するものと考えられます。それがひいては景気回復を果たして、国民生活にも好ましい影響を及ぼすものというふうにも考えるものであります。

なお、こうした低金利のもと、大変厳しい状況に立たされている方々に対する金利の特別の計らいを福祉定期預金の制度として実施いたしているところでございます。

また、金融機関を含む民間企業の職員の待遇につきましては、まさにそれぞれの企業の労使間の問題であると考えています。

いずれにしても、金融機関には、不良債権問題を早期に解決して我が国金融システムの機能回復を図る観点から、経費の削減合理化等、経営組織全体を通じて自助努力が求められているところであります。(拍手)

○副議長(松尾寛平君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(松尾寛平君) 日程第二 平成四年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その一)

日程第三 平成四年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その一)

日程第四 平成四年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その二)

日程第五 平成五年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その一)

日程第六 平成五年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その一)

日程第七 平成五年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その二)

日程第八 平成五年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その一)

(いずれも第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

日程第八 平成五年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用総額書(その二)

平成七年十二月十三日 参議院會議録第十八号

平成四年度一般会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その2)外十三件 議事日程追加の件
 保險法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償 一四

書及び各省各庁所管使用調査(その2)

日程第九 平成五年度特別会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

日程第一〇 平成五年度特別会計予備費使用總調査(その1) 平成五年度特別会計予備費使用總調査(その2) 平成五年度特別会計予備費使用總調査(その3) 平成五年度特別会計予備費使用總調査(その4)

日程第一一 平成六年度一般会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

日程第一二 平成六年度特別会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

日程第一三 平成六年度特別会計予備費使用總調査(その1) 平成六年度特別会計予備費使用總調査(その2) 平成六年度特別会計予備費使用總調査(その3) 平成六年度特別会計予備費使用總調査(その4)

日程第一四 平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

日程第一五 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百三十二回国会内閣提出、第百三十四回国会衆議院送付)

以上十四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長浦田勝君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔浦田勝君登壇、拍手〕

○浦田勝君 ただいま議題となりました平成四年度一般会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その2)外十三件、並びに平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査及び平成五年度の同調査につきまして、決算委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

まず、予備費関係十二件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成五年三月から平成七年一月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

それらの主な費目につきまして申し上げますと、まず一般会計の予備費使用は、皇太子徳仁親王殿下の御結婚に伴う経費、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、国連平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要経費などでありました。

次いで、特別会計の予備費使用は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れに必要な経費、外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費などでありました。

また、特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費、港灣整備特別会計港灣整備勘定における港灣整備事業の調整に必要な経費などでありました。

次に、決算調整資金からの歳入組入れ調査二件は、一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足を補てんするため、同資金から一般会計に、四年度は一兆五千四百四十七億円、五年度は五千六百六十三億円を組み入れたことについて、決算調整資金に関する法律に基づき、国会の事後承諾を求めるために、それぞれ提出されたものであります。

委員会におきましては、これら十四件を一括して議題とし、まず大蔵大臣から説明を聴取した後、予備費の増額とP.K.Oへの活用、老人医療給付費等に対する国庫負担金への予備費使用、関税割当制度の見直しに伴う予備費使用及び決算調整資金制度の存在意義などについて熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、日本共産党の筆坂理事より、平成四年度特別会計予備費、平成五年度一般会計予備費(その1)、平成六年度一般会計予備費(その1)、決算調整資金からの歳入組入れ調査二件にいずれも反対、その他の予備費関係九件には賛成、自由民主党、自由国民会議の佐藤理事より、予備費関係十二件及び決算調整資金からの歳入組入れ調査二件についてい

れも賛成の意見がそれぞれ述べられました。討論を終わる、採決の結果、平成四年度特別会計予備費、平成五年度一般会計予備費(その1)、平成六年度一般会計予備費(その1)、平成四年度決算調整資金からの歳入組入れ調査及び平成五年度の同調査は、いずれも多数をもって、その他の予備費関係九件は、いずれも全会一致をもって、それぞれ承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これより採決をいたします。

まず、日程第一、第四、第六ないし第一〇、第一二及び第一三の予備費使用總調査等九件について採決をいたします。

九件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(松尾官平君) 総員起立と認めます。

よって、九件は全会一致をもって承諾することに決しました。

次に、日程第三、第五及び第一一の予備費使用總調査三件について採決をいたします。

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(松尾官平君) 過半数と認めます。

よって、三件は承諾することに決しました。

次に、日程第一四及び第一五の決算調整資金からの歳入組入れに関する調査二件について採決をいたします。

両件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(松尾官平君) 過半数と認めます。

よって、両件は承諾することに決しました。

これにて休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後四時五十一分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、既に任意の自動車共済を扱っている全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国自動車共済協同組合連合会といった消費生活協同組合及び事業協同組合が、保険会社及び農業協同組合と同様に自動車損害賠償責任共済の事業を行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院運輸委員長から趣旨説明を聴取した後、法律改正の意義と消費者に与える影響、農協について十年間の経過措置を設けた理由等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、公職選挙法の一部を改正する法律案、政党助成法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院提出)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。選挙制度に関する特別委員長木暮山人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を記号式から自書式に改め、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については一の衆議院名簿届出政党等の名称または略称を、それぞれ自書して行おうとするものであります。

〔本暮山人君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を記号式から自書式に改め、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については一の衆議院名簿届出政党等の名称または略称を、それぞれ自書して行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を記号式から自書式に改め、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については一の衆議院名簿届出政党等の名称または略称を、それぞれ自書して行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を記号式から自書式に改め、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については一の衆議院名簿届出政党等の名称または略称を、それぞれ自書して行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を記号式から自書式に改め、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については一の衆議院名簿届出政党等の名称または略称を、それぞれ自書して行おうとするものであります。

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

三分の二に相当する額とする制度を撤廃することにも、各政党に交付すべき政党交付金の交付時期に四月を加え、七月、十月、十二月の年四回としようとするものであり、平成八年一月一日から施行することとしております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、発議者衆議院議員瓦力君より趣旨説明を聴取した後、政治改革における改正案の意義、望ましい投票方法のあり方、三分の二条項撤廃の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、平成会を代表して山本委員、日本共産党を代表して橋本委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

午後四時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長

斎藤 十朗君

副議長

松尾 官平君

議員

荒木 清寛君	都築 譲君	友部 達夫君
小川 勝也君	山崎 力君	海野 義孝君
中尾 則幸君	高橋 令則君	塩崎 恭久君
市川 一朗君	小林 元君	榑崎 泰昌君
高野 博郎君	岩瀬 良三君	平野 貞夫君
田 英夫君	魚住 裕一郎君	宮崎 秀雄君
長谷川 道郎君	西川 玲子君	鴻池 祥肇君
和田 洋子君	小山 峰男君	風間 純君
平田 健一君	曾川 健二君	木暮 山人君
田浦 直君	阿曾 清君	鈴木 三三君
大森 礼子君	畑 恵君	野沢 三三君
戸田 邦司君	渡辺 孝男君	永野 茂門君
今泉 昭君	水島 裕君	世耕 政隆君
加藤 修一君	益田 洋介君	坂野 重信君
石田 美栄君	武田 節子君	佐藤 静雄君
泉 信也君	釘宮 馨君	吉村 剛太郎君
北澤 俊美君	山下 栄一君	橋本 聖子君
牛嶋 正君	統 訓弘君	林 芳正君
浜四津敏子君	木庭健太郎君	長塚 基君
寺崎 昭久君	白浜 一良君	金田 勝年君
勝木 健司君	星野 明市君	笠原 潤一君
田村 秀昭君	足立 良平君	太田 豊秋君
寺澤 芳男君	広中和歌子君	河本 三郎君
林 寛子君	及川 順郎君	鹿熊 安正君
片上 公人君	平井 卓志君	西田 吉宏君
石井 一二君	末広真樹子君	清水 達雄君
水野 誠一君	三浦 一水君	斎藤 文夫君
山本 一太君	椎名 素夫君	中曾根弘文君
本岡 昭次君	奥村 展三君	真鍋 賢二君
堂本 曉子君	松村 龍二君	岡野 裕君
保坂 三蔵君	鈴木 正孝君	倉田 寛之君
山本 保君	常田 享祥君	志村 哲良君
岩井 國臣君	海老原義彦君	山東 昭子君
景山俊太郎君	林 久美子君	村上 裕君

南野知恵子君	依田 智治君
岩永 浩美君	一井 淳治君
中島 眞人君	谷川 秀善君
武見 敬三君	照屋 寛徳君
齋藤 勲君	朝日 俊弘君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君
小山 孝雄君	鈴木 政二君
伊藤 基隆君	菅野 茂君
岡 利定君	上野 公成君
佐藤 泰三君	関根 則之君
真島 一男君	大島 慶久君
大脇 雅子君	旦下徳代子君
片山虎之助君	鎌田 要人君
須藤良太郎君	清水嘉子君
成瀬 守重君	野村 五男君
大洲 絹子君	洲上 貞雄君
小野 清子君	浦田 勝君
青木 幹雄君	守住 有信君
石井 道子君	竹山 裕君
山本 正和君	松前 達郎君
井上 孝君	板垣 正君
大河原太一郎君	大木 浩君
田沢 智治君	高木 正明君
官澤 弘君	松浦 功君
森山 眞弓君	菅野 久光君
上山 和人君	田村 公平君
国井 正幸君	西川 潔君
山下 芳生君	前川 忠夫君
江本 孟紀君	小島 慶三君
島袋 宗康君	笠井 亮君
栗原 君子君	今井 澄君
川橋 幸子君	山田 俊昭君
阿部 幸代君	谷本 嶺君
清水 澄子君	菅野 壽君
竹村 泰子君	武田邦太郎君
佐藤 道夫君	筆坂 秀世君
須藤美也子君	千葉 景子君
渡辺 四郎君	及川 一夫君

山口 哲夫君	西山登紀子君
緒方 靖夫君	吉川 孝子君
峰崎 直樹君	萬科 清治君
三重野栄子君	角田 義一君
村沢 牧君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 吉典君
鈴木 和美君	矢田部 理君
赤桐 操君	志吉 裕君
久保 巨君	瀬谷 英行君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	
内閣総理大臣	村山 宣市君
大蔵 大臣	武村 正義君
農林水産大臣	野呂田芳成君
運輸 大臣	平沼 赳夫君
自治大臣臨時代理	宮澤 弘君
政府委員	
大蔵省銀行局長	西村 吉正君
議長の報告事項	
一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
外務委員	
辞任	補欠
川橋 幸子君	大脇 雅子君
照屋 寛徳君	伊藤 基隆君
大蔵委員	
辞任	補欠
大脇 雅子君	川橋 幸子君
通信委員	
辞任	補欠
伊藤 基隆君	照屋 寛徳君
予算委員	
辞任	補欠
荒木 清寛君	山下 栄一君

決算委員	
辞任	補欠
山下 栄一君	荒木 清寛君
末広真樹子君	中尾 則幸君
同日議長は、次の衆議院提出案を選挙制度に関する特別委員会に付託した。	
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一八号)	
政党助成法の一部を改正する法律案(衆第一九号)	
同日委員長から次の報告書が提出された。	
平成四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)審査報告書	
平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査審査報告書	
平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)審査報告書	
平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)審査報告書	
平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)審査報告書	
平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)審査報告書	
平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)審査報告書	
平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)審査報告書	
平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)審査報告書	
平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)審査報告書	
平成六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)審査報告書	
平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)審査報告書	

平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査審査報告書	
平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査審査報告書	
同日議員から次の質問主意書が提出された。	
最低資本金制度の適用猶予に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	
学校における舞台芸術鑑賞機会の確保・拡充に関する質問主意書(大庭健太郎君提出)	
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	
記	
異動前の氏名	異動後の異動年月日
官職名	官職名
外務省欧亜局長事務代理	西田 恒夫 (解職) 平七・三・二
同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務大臣官房領事移住部長齋藤正樹君の第百三十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。	
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを承認した。	
外務大臣官房領事 移住部長事務代理	小島 高明君
外務省欧亜局長 浦部 和好君	
同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長事務代理小島高明君外一名同日議長承認を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	
昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
外務委員	
辞任	補欠
伊藤 基隆君	照屋 寛徳君
大脇 雅子君	川橋 幸子君
大蔵委員	
辞任	補欠
川橋 幸子君	大脇 雅子君

通信委員

辭任

照屋 寛徳君

補欠

伊藤 基隆君

予算委員

辭任

山下 栄一君

補欠

荒木 清寛君

決算委員

辭任

荒木 清寛君

補欠

山下 栄一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辭任

横尾 和伸君

補欠

山下 栄一君

宗教法人等に関する特別委員

辭任

橋本 敦君

補欠

阿部 幸代君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(衆第二二二号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案
(運輸委員長提出)(衆第二二二号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員田英夫君提出村山内閣の基本姿勢に関する再質問に対する答弁書

同日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

横浜国際建設事業進捗状況報告書

神戸国際建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際観光文化観光都市建設事業進捗状況報告書

同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法六条の規定による平成六年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(衆第二二二号)審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一八号)審査報告書

政党助成法の一部を改正する法律案(衆第一九号)審査報告書

審査報告書

平成四年度一般会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

平成五年度特別会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)

平成五年度一般会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成五年度特別会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

平成五年度特別会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

平成五年度特別会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

平成五年度特別会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

く経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

平成六年度特別会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)

右は全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿

決算委員長 浦田 勝

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 平成四年度一般会計予算費の予算額は、二千億円であつて、このうち、平成五年三月十日から同年三月二十五日までの間に使用した金額は七百三十九億四千九百九十九万円である。

(二) 平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づき、平成五年三月三十日に経費の増額をした金額は三千四百四十八億五千七百九十九万円である。

(三) 平成五年度各特別会計予算費の予算総額は、二兆四千八百二十四億七千五百万円であつて、このうち、平成五年三月一日から同年三月二十四日までの間に使用した金額は一千三百六十億六千四百四十九万円である。

(四) 平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づき、平成五年九月十日から同年十月一日までの間に経費の増額をした金額は百二十七億五千五百万円である。

(五) 平成五年度一般会計予算費の予算額は、一千五百億円であつて、このうち、平成六年二月二十四日から同年三月二十五日までの間に使用した金額は六百六十五億一千五百万円である。

(六) 平成五年度各特別会計予算費の予算総額は、二兆四千八百二十四億七千五百万円であつて、このうち、平成六年三月二十九日から同年三月二十九日までの間に使用した金額は百三十一億七千四百四十九万円である。

(七) 平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づき、平成六年三月二十五日から同年三月二十九日までの間に経費の増額をした金額は八百十四億八千八百八十九万円である。

(八) 平成六年度各特別会計予算費の予算総額は、二兆七千六百七十九億七千五百万円であつて、このうち、平成六年十二月十二日に使用した金額は十二億五千五百万円である。

(九) 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づき、平成六年九月九日から同年十二月九日までの間に経費の増額をした金額は百二十六億二千四百四十九万円である。

以上九件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成四年度一般会計予算費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(第百二十九回国会内閣提出、本院議決)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

平成七年十二月五日

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査

平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月十一日

決算委員長 浦田 勝
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 平成四年度各特別会計予備費の予算総額は、二兆四千六百一億七千五百万円であつて、このうち、平成五年三月二十三日から同年三月三十一日までの間に使用した金額は三百八十二億一千二百万円余である。

(二) 平成五年度一般会計予備費の予算額は、一千五百億円であつて、このうち、平成五年四月二十日から平成六年一月二十八日までの間に使用した金額は四百四十七億八千六百万円余である。

(三) 平成六年度一般会計予備費の予算額は、一千五百億円であつて、このうち、平成六年四月十一日から平成七年一月十七日までの間に使用した金額は四百三十三億六千五百万円余である。

以上三件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 平成六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 平成七年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 平成七年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

平成七年十二月十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿
 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成四年度における一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足額を補てんするため、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、決算調整資金から一般会計の歳入に組み入れた額は、一兆五千四百四十七億六千八百五十一万円余であり、同額については、決算調整資金から一般会計の歳入に組み入れる際に同資金に属する現金がなかったため、決算調整資金に関する法律附則第二条第一項の規定により、国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた後、同資金から一般会計の歳入に組み入れたものである。

本件について審査した結果、適当な措置であると認める。

平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成七年十二月五日

衆議院議長 土井たか子
 参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

審査報告書

平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿
 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成五年度における一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足額を補てんするため、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、決算調整資金から一般会計の歳入に組み入れた額は、五千六百六十三億三千四百八十六万円余であり、同額については、決算調整資金から一般会計の歳入に組み入れる際に同資金に属する現金がなかったため、決算調整資金に関する法律附則第二条第一項の規定により、国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた後、同資金から一般会計の歳入に組み入れたものである。

本件について審査した結果、適当な措置であると認める。

平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(第百三十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査

平成七年十二月五日

参議院議長 斎藤 十朗殿
 参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿
 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会並びに事業協同組合及び協同組合連合会が、自動車損害賠償責任共済の事業を行うことができるようにするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
 本法施行のため、別に費用を要しない。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成七年十二月十二日

衆議院議長 土井たか子
 参議院議長 斎藤 十朗殿

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 自動車損害賠償責任保険を「第三章 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済」に、「第一節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第一節 自動車損害賠償責任共済」に、「第二節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第二節 自動車損害賠償責任共済」に、「第三節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第三節 自動車損害賠償責任共済」に、「第四節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第四節 自動車損害賠償責任共済」に、「第五節 政府の自動車損害賠償責任共済事業」を「第五節 政府の自動車損害賠償責任共済事業」に、「第五十四条」を「第七十条」に改め、「第四章 自動車損害賠償責任共済(第五十四条の二)第七十条」を削り、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に改める。

「第三章 自動車損害賠償責任保険」を「第三章 自動車損害賠償責任共済」に改める。

「第一節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第一節 自動車損害賠償責任共済」に改め、「第二節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第二節 自動車損害賠償責任共済」に改め、「第三節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第三節 自動車損害賠償責任共済」に改め、「第四節 自動車損害賠償責任共済」の締結強制を「第四節 自動車損害賠償責任共済」に改め、「第五節 政府の自動車損害賠償責任共済事業」を「第五節 政府の自動車損害賠償責任共済事業」に改め、「第五十四条」を「第七十条」に改め、「第四章 自動車損害賠償責任共済(第五十四条の二)第七十条」を削り、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に改める。

車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。))を加える。

第六条の見出し中「保険者」の下に「及び共済責任を負う者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 責任共済の共済責任を負う者は、次の各号に掲げる協同組合(以下「組合」という。)とする。

- 一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)に基づき責任共済の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。)

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百二十号)に基づき責任共済の事業を行う消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会(以下「消費生活協同組合等」という。)

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)に基づき責任共済の事業を行う事業協同組合又は協同組合連合会(以下「事業協同組合等」という。)

第九条の三の次に次の二条を加える。

(自動車損害賠償責任共済証明書及び共済標準) 第九条の四 第七条及び第九条の二の規定は、責任共済について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「自動車損害賠償責任共済証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険標準」とあるのは「共済標準」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、第七条第三項中「第二十二條第二項又は第四項」とあるのは「第二十二條第三項又は第四項」と、第九条の二第二項中「第七条第一項」とある

のは「第九条の四において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

第九条の五 責任共済の契約が締結されている自動車に係る第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「自動車損害賠償責任共済証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、第八条中「前条第二項」とあるのは「第九条の四において準用する第七条第二項」とする。

2 責任共済の契約が締結されている検査対象外軽自動車、原動機付自転車及び締約国登録自動車に係る第九条の三第一項の規定の適用については、同項中「保険標準」とあるのは、「共済標準」とする。

3 第九条の三第二項及び第三項の規定は、共済標準について準用する。

第十条の二の見出しを「(保険・共済除外標準)」に改め、同条中「保険除外標準」を「保険・共済除外標準」に改める。

「第二節 自動車損害賠償責任保険契約」を「第二節 自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害賠償責任共済契約」に改める。

「前条第一項」とあるのは「第二十三條の二第一項において準用する第十六條第一項」と、第十七條第一項中「第十六條第一項」とあるのは「第二十三條の二第一項」と、第十八條中「第十六條第一項及び前条第一項」とあり、第十九條中「第十六條第一項及び第十七條第一項」とあるのは「第二十三條の二第一項において準用する第十六條第一項及び第十七條第一項」と読み替えるものとする。

2 責任共済の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者もその被害者に対して損害賠償の責任を負うべきことを約し、共済契約者が組合に共済掛金を支払う

ことを約することによつて、その効力を生ずる。

第十六條第三項中「基き」を「基づき」に改める。

第十七條第三項中「こえた」を「超えた」に改める。

第二十條の二第二項第三号中「この法律で定める自動車損害賠償責任共済」を「責任共済」に改める。

第三章第二節中第二十三條の次に次の二条を加える。

(責任共済の契約に関する規定等の準用) 第二十三條の二 第十二條から第十九條の二まで及び第二十二條の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「責任共済の契約」とあるのは「責任共済の契約」と、「責任共済」とあるのは「責任共済」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「被保険者」とあるのは「共済金」と、「被共済者」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「追加保険料」とあるのは「追加共済掛金」と、第十八條の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三條の二第一項において準用する第十六條第一項」と、第十七條第一項中「第十六條第一項」とあるのは「第二十三條の二第一項」と、第十八條中「第十六條第一項及び前条第一項」とあり、第十九條中「第十六條第一項及び第十七條第一項」とあるのは「第二十三條の二第一項において準用する第十六條第一項及び第十七條第一項」と読み替えるものとする。

2 商法第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、同法第六百六十二條中「保険者」とあるのは「組合」と、「被保険者」とあるのは「被共済者」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、同法第六百六十三條中「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と読み替えるものとする。

(責任共済の契約の解除) 第二十三條の三 責任共済の契約の当事者は、次の各号に掲げる場合に限り、責任共済の契約を解除することができる。

一 当該自動車に規定する自動車となつた場合

二 責任共済の契約の当時共済契約者が組合に對し悪意又は重大な過失により第二十二條各号に掲げる事項につき、その事項を告げず、又は不実のことを告げた場合

三 当該自動車について他に責任共済の契約又は責任共済の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間又は共済期間の終期が当該責任共済の契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合

四 その他運輸省令で定める場合

2 第二十條の二第二項の規定は、責任共済の契約について準用する。

3 第二十條の二第三項の規定は、第一項(第二号に係る部分を除く。)の規定による解除について準用する。

4 商法第六百四十四條第一項ただし書及び第二項の規定並びに第二十一條の規定は、第一項第二号の規定による解除について準用する。この

規定は、責任共済の契約について準用する。

2 第二十條の二第二項の規定は、責任共済の契約について準用する。

3 第二十條の二第三項の規定は、第一項(第二号に係る部分を除く。)の規定による解除について準用する。

4 商法第六百四十四條第一項ただし書及び第二項の規定並びに第二十一條の規定は、第一項第二号の規定による解除について準用する。この

規定は、責任共済の契約について準用する。

2 第二十條の二第二項の規定は、責任共済の契約について準用する。

3 第二十條の二第三項の規定は、第一項(第二号に係る部分を除く。)の規定による解除について準用する。

「第三節 自動車損害賠償責任保険事業」を「第三節 自動車損害賠償責任保険事業及び自動車損害賠償責任共済事業」に改める。

第二十四条の見出し中「責任保険」の下に「及び責任共済」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。

一 農業協同組合法第十条第二十項ただし書の規定に違反することとなる場合

二 消費生活協同組合法第十二条第三項の規定に違反することとなる場合

三 中小企業等協同組合法第九条の二第三項ただし書(同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反することとなる場合

第二十五条の前の見出し中「保険料率」の下に「及び共済掛金率の基準」を加え、同条を次のように改める。

第二十五条 責任保険の保険料率及び責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならぬ。

第二十六條の前に見出しとして「保険料率の審査等」を付する。

第二十七条を第二十六条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十七條 行政庁（農業協同組合法第九十八條

第一項に規定する行政庁をいい、同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された

都道府県知事を含むものとする。は、責任共済の事業（責任共済の契約によつて負う共済責任

の再共済（以下「再共済」という。）の事業又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「再再共済」という。）の事業を含む。以下

同じ。）を行おうとする農業協同組合等に対し、同法第十一条の四第一項の規定により責任共済

の事業についての共済規程の承認を行おうとする場合には、当該農業協同組合等が第一号及び第二号に掲げる基準に適合するかどうか並びに

当該共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該農業協同組合等が責任共済の事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、責任共済の事業に係る収支の

見込みが良好であること。

二 当該農業協同組合等が、その人的構成等に照らして、責任共済の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 共済規程に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約の内容及び、共済契約者、被共済

口 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

二 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとつて明確かつ平易に定められたものであること。

ホ 共済掛金が、第二十五条の規定に適合しているほか、合理的かつ妥当なものである。

り、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

へ、その他農林水産省令で定める基準

前項に規定する行政庁は、責任共済の事業を農業協同組合等に対し農業協同組合法第十

条の第四第三項の規定により責任共済の事業に
いての共済規程の変更の承認を行おうとする
合には、共済規程に記載された事項のうち事

の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが前項第三号に掲げる基準に適合するかどうを審査しなければならない。

第一項に規定する行政庁は、責任共済の共済金が能率的な経営の下における適正な原価をえんと認めるときは、農業協同組合等に対し

責任共済の共済掛金率の変更を命ずること
できる。

合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁

をいい、同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された都道府県知事を含むものとする。」とあるのは「行政庁（消費生活協同組

合法第九十七条第一項に規定する当該行政庁をいい、同条第二項の規定により厚生大臣の権限の一部を委任された都道府県知事を含むものと

する。」と、「農業協同組合等」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「同法第十一条の四第一項

の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての規約（以

「共済規程」とあるのは、「共済事業規約」と、「農林水産省令」にあるのは、「厚生省令」と、「農業協同

同組合法第十一条の四第三項の規定により責任
共済の事業についての共済規程の変更の承認
とあるのは「消費生活協同組合法第四十三条第

四項の規定により責任共済の事業についての共済事業規約の変更の認可」と読み替えるものとす。

2 前条の規定は、事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政」(農業協同組合法第九十

八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任さ

官 報 (号 外)

れた都道府県知事を含むものとする。」とあるのは「行政庁(中小企業等協同組合法第百十一条第一項に規定する行政庁をいい、同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長及び都道府県知事を含むものとする。)」と、「農業協同組合等」とあるのは「事業協同組合等」と、「同法第百十一条の四第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第百九条の六の二第一項(同法第百九条の九第四項において準用する場合を含む。)」の規定により責任共済の事業についての共済規程の認可」と、「農林水産省令」とあるのは「当該事業協同組合等の定款において組合員の資格として定められる事業の所管大臣以下「事業所管大臣」という。が定める省令」と、「農業協同組合法第百十一条の四第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「中小企業等協同組合法第百九条の六の二第三項(同法第百九条の九第四項において準用する場合を含む。)」の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の認可」と読み替えるものとする。

第二十八條第四項中「前条」を「第二十六條の三」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(同意及び協議)

第二十八條の二 第二十七條第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣の同意を得るものとする。

一 第二十七條第三項の規定による変更命令

二 農業協同組合法第百九条の四第一項又は第三項の規定による承認

三 農業協同組合法第百九条の四第二項又は第九十五條の規定による処分

2 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、農業協同組合法第百九条の四第二項の省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣に協議するものとする。

3 第二十七條の二第二項において読み替えて準用する第二十七條第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣の同意を得るものとする。

一 第二十七條の二第二項において読み替えて準用する第二十七條第三項の規定による変更命令

二 消費生活協同組合法第百四十三條第四項の規定による認可

三 消費生活協同組合法第百九十四條の二、第九十五條第一項若しくは第二項又は第九十五條の二の規定による処分

4 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、消費生活協同組合法第百二十六條の三第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の厚生省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣に協議するものとする。

のとする。

5 第二十七條の二第二項において読み替えて準用する第二十七條第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣の同意を得るものとする。

一 第二十七條の二第二項において読み替えて準用する第二十七條第三項の規定による変更命令

二 中小企業等協同組合法第百九条の六の二第二項又は第三項(同法第百九条の九第四項において準用する場合を含む。))の規定による認可

三 中小企業等協同組合法第百五十五條の五又は第百六条第一項から第三項までの規定による処分

6 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、中小企業等協同組合法第百九条の六の二第二項(同法第百九条の九第四項において準用する場合を含む。))の省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣に協議するものとする。

(準備金)

第二十八條の三 保険会社は、保険業法第百十六條の規定にかかわらず、責任共済の事業から生じた収支差額及び運用益については、その全額を主務省令で定める準備金として積み立てるものとする。この場合において、積み立てた準備金は、責任共済の事業の収支の不足のてん補に

充てる場合その他主務省令で定める場合を除き、取り崩してはならない。

2 前項の規定は、農業協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「農業協同組合等」と、「保険業法第百十六條の規定にかかわらず」とあるのは「農業協同組合法第百九条の五の規定にかかわらず」と、「責任共済の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、消費生活協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「保険業法第百十六條の規定にかかわらず」とあるのは「消費生活協同組合法第百五十五條の三の規定にかかわらず」と、「責任共済の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、事業協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「事業協同組合等」と、「保険業法第百十六條の規定にかかわらず、責任共済の事業」とあり、「責任共済の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。

5 第一項(前三項において準用する場合を含む。))の主務省令は、大蔵大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣及び事業所管大臣が共同で発する命令とする。

(共同プール事務)

第二十八條の四 保険会社及び組合(責任共済の契約の締結により負う共済責任の全部を他の組合に再共済する契約を締結した組合及び当該再共済の契約の締結により負う再共済責任の全部を他の組合に再再共済する契約を締結した組合

を除く。以下この条において同じ。は、次の各号に掲げる方法により、相互間で共同して、保険料、保険金等の計算、配分及び徴収をする事務（以下この条において「共同プール事務」という。）を行うものとする。

一 責任保険の保険料その他この法律の規定により保険会社が収受したものは責任共済の共済掛金、再共済の再共済掛金若しくは再共済の再共済掛金その他この法律の規定により組合が収受したものから、第四十条及び第七十八条その他この法律の規定により政府に納付したものと並びに保険会社の責任保険の事業を行うための費用（保険料から将来の保険金の支払に充てられると見込まれるもの及び同条の規定により政府に納付すべきものとされるものを控除した残額をいう。）又は組合の責任共済の事業を行うための費用（共済掛金、再共済掛金又は再共済掛金から将来の共済金、再共済金又は再共済金の支払に充てられると見込まれるもの及び同条の規定により政府に納付すべきものとされるものを控除した残額をいう。）を控除した残額を、次項の規約において保険会社及び組合別に定める割合（以下この条において「配分率」という。）に応じて保険会社及び組合に対して配分すること。

二 保険金その他この法律の規定により若しくは責任保険の契約に定めるところにより保険会社が支払ったもの又は共済金、再共済金若しくは再共済金その他この法律の規定により若しくは責任共済、再共済若しくは再共済の契約に定めるところにより組合が支払つ

たものから、第四十条その他この法律の規定により政府から収受したものを控除した残額を配分率に応じて保険会社及び組合から徴収すること。

2 保険会社及び組合は、配分率その他共同プール事務に關し必要な事項を定める規約を作成し、保険会社にあつては運輸大臣及び大蔵大臣に、組合にあつては運輸大臣及び当該組合を所管する厚生大臣、農林水産大臣又は事業所管大臣に届け出なければならない。当該規約の変更をしたときも、同様とする。

3 運輸大臣は、共同プール事務の運営状況を把握するため、その必要の限度において、保険会社又は組合に対し、当該共同プール事務に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、運輸大臣は、あらかじめ、当該保険会社又は組合を所管する大蔵大臣又は厚生大臣、農林水産大臣若しくは事業所管大臣に協議するものとする。

4 運輸大臣並びに大蔵大臣、厚生大臣、農林水産大臣及び事業所管大臣は、第二項の規定により届出を受けた規約の内容が法令に違反し、若しくは特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであると認めるとき、又は共同プール事務が適正に行われていないと認めるときは、保険会社又は組合に対し、共同して、規約の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第二十九条の次に次の一条を加える。
（損害率等の報告義務）
第二十九条の二 保険会社及び組合は、大蔵省令で定めるところにより、損害保険料率算出団体

であつて、責任保険の保険料率の算出を行うものとして大蔵大臣の指定するもの（次項において「料率団体」という。）に対して、損害率その他責任保険の保険料率又は責任共済の共済掛金率の算出に關し必要な事項を報告しなければならない。

2 組合は、料率団体に対し、責任保険の保険料率の算出の基礎となつた資料の提供を求めることができる。

3 大蔵大臣は、第一項の大蔵省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣並びに厚生大臣、農林水産大臣及び事業所管大臣に協議するものとする。

第三十三条の見出しを（諮問等）に改め、同条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、第二十八条の二第一項、第三項又は第五項の規定による同意をしようとするときは、審議会に諮らなければならない。

3 審議会は、前条に規定するもののほか、前項の規定による諮問に応じて、第二十八条の二第一項、第三項又は第五項の規定による大蔵大臣の同意に關し調査審議する。

「第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業」を「第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業」に改める。

第四十条の見出し中「再保険」の下に「及び保険」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政府は、組合が責任共済（原動機付自転車に係るものを除く。第五十条において同じ。）の契約によつて負う共済責任（当該共済責任の全部について再共済の契約が締結されている場合に

あつては、当該再共済責任（当該再共済責任の全部について再共済の契約が締結されている場合にあつては、当該再共済責任）を保険するものとする。

第五十四条を削り、第五十三条を第五十四条とし、第五十二条第二項中（第五十六條第一項において準用する場合を含む。）を削り、同条を第五十三条とする。

第五十一条第一項中「保険会社」の下に「又は組合」を、「自動車損害賠償責任再保険事業」の下に「又は自動車損害賠償責任共済保険事業」を加え、同条を第五十一条とする。

第五十条の見出し中「再保険事業」の下に「及び保険事業」を加え、同条中「この節に規定する再保険事業（以下「自動車損害賠償責任再保険事業」という。）を、自動車損害賠償責任再保険事業（第四十条第一項の規定による再保険に関する事業をいう。以下同じ。）及び自動車損害賠償責任共済保険事業」に改め、同条を第五十一条とし、第四十九条の次に次の一条を加える。

（再保険に關する規定の準用）

第五十条 第四十一条から前条までの規定は、自動車損害賠償責任共済保険事業（第四十条第二項の規定による保険に関する事業をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と、「再保険関係」とあるのは「保険関係」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「責任保険関係」とあるのは「責任共済関係」と、「再保険金額」とあるのは「保険金額」と、「保険金額」とあるのは「共済金額、再共済金額又は再共済金額」と、「再保険料率」とあるのは「保険料率」と、

率」と、「保険料率」とあるのは「共済掛金率、再共済掛金率又は再再共済掛金率」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と、「再保険金」とある

のは「保険金」と、「保険金」とあるのは「共済金」、再共済金又は再再共済金」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」、再共済掛金又は再再共済掛金」と、第四十二条、第四十三条及び第四十七条第二項中「責任保険」とあるのは「責任共済」、再共済又は再再共済」と、第四十三条の二

中「追加保険料」とあるのは、「追加共済掛金」と、第四十五条第一項中「保険約款」とあるのは、「共済規程（共済契約に係る部分に限る。）又は共済事業規約（共済契約に係る部分に限る。）と、同条第二項中「第十九条の二第五項前段」とあるの

は「第二十三条の二第二項において準用する第十九条の二第五項前段」と、「追加保険料」とあ

るのは「追加共済掛金、追加再共済掛金又は追加再共済掛金」と、「同条第四項」とあるのは「第二十三条の二第一項において準用する第十九条の二第四項」と、「次条第二項」とあるのは「第五十条第一項において準用する第四十六条

第二項」と、第四十六條第一項中「責任保険」とあるのは「責任共済」と、同條第二項中「第十九條の二第三項」とあるのは「第二十三條の二第一

項において準用する第十九条の二第三項」と、同条第三項中「第二十一条第二項後段又は第二

十二條第三項」とあるのは「第二十三條の三第四

項において準用する第二十一条第二項後段又は第二十三条の二第一項において準用する第二十

二条第三項」と、第四十八条第一号中「保険約款」とあるのは「共済規程（共済契約に係る部分

に限る。)若しくは共済事業規約(共済契約に係

る部分に限る。）」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第五十条第一項において準用する第四十七条」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第四十一条及び第四十七條第一項の規定は、組合が再共済責任又は再共済責任を負う場合において、当該再共済責任又は再共済責任に係る共済責任を負う組合と共済契約者との間に責任共済關係が成立したときについても、適用があるものとする。

3 第一項において準用する第四十三条の二の規定は、組合が再共済責任又は再再共済責任を負う場合において、当該再共済責任又は再再共済責任に係る共済責任を負う組合が追加共済掛金の支払を受けたときについても、適用があるもの

4 第一項において準用する第四十六条の規定
のとする。

は、組合が再共済責任又は再再共済責任を負う場合において、当該再共済責任又は再再共済責任に係る共済責任を負う組合が当該責任共済に關し權利を行使し、又は支払を受けたときについても、適用があるものとする。

第四章の章名を削り、第五十四条の二から第七十条までを次のように改める。

第五十五条から第七十条まで 削除

第五章を第四章とする。

第七十二条第二項中「第五十四条の五第一項」を

「第二十三条の二第一項」に改める。

第十七、三、余第一項中、基いて「を」を基いて「に」に
める。

第七十五條並びに第七十八條第二項及び第三項中「第五十四條の五第一項」を「第二十三條の二第

一項」に改める。

第七十七条第二項中「農業協同組合法第十條の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 農業協同組合法第十条
- 二 消費生活協同組合法第十条
- 三 中小企業等協同組合法第九条の二又は第九
条の九

第六章を第五章とする。

第八十二条の二第二項中「第五十四条の五第二

項」を「第二十三條の二第一項」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「第五十四條の五第一項」を「第二十三條の二第一項」に改める。

第八十四條の二第一項及び第二項中「保険除外

標章若しくは「共済標章」を「共済標章若しくは保
險・共済除外標章」に改める。

第七章を第六章とする。

第八十七条第二号中「保険除外標章若しくは共済標章」を「共済標章若しくは保険・共済除外標章」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 第二十八条の四第三項の規定に

よる報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十八条中「第十条の二第四項及び第五十四条の八第三項」を「第九条の五第三項及び第十条の

二第四項」に改める。

第「一」条の五第三項に改める。

第九十一条第二項中「保険会社が第二十四条第三項に規定する保険会社又は組合が第二十四条第一項又は第二

項」に、「次項において同じ。」を「以下同じ。」又は

組合の理事」に改め、同条第二項中「第二十七条」を「第二十六条の三」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組合が第二十七條第三項(第二十七條の二第二項及び第二項において準用する場合を含む。)の命令に違反したときは、組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

第九十一条に次の一項を加える。

4 保険会社又は組合が第二十八條の四第四項の

組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「第五十条（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）を「第五十一条」に改める。」

附則第三項中「第五十条(法第五十六条第一項において準用する場合を含む。)」を「第五十一条」に

改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(農業協同組合及び農業協同組合連合会に関する経過措置)

第二条 改正後の自動車損害賠償保障法(以下「改正後の自賠法」という。)第五条に規定する自

動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)、責任共済の契約によって負う共済責任の

再共済(以下「再共済」という。)又は再共済の契

再共済」という。)の事業を行う農業協同組合及

び農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等

という。については、改正後の自賠法第二十五条、第二十七条第三項及び第二十八条の三第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して十年を経過する日までの間は、適用しない。

2 責任共済、再共済又は再再共済の事業を行う農業協同組合等(次条の規定が適用される農業協同組合等を除く。)に対する改正後の自賠法第二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、施行日から起算して十年を経過する日までの間は、同条第一項第三号中「第二十五条の規定に適合しているほか、合理的かつ妥当なものであり」とあるのは、「合理的かつ妥当なものであり」とする。

第三条 この法律の施行の際現に責任共済、再共済又は再再共済の事業を行っている農業協同組合等(以下この条において「既実施農業協同組合等」という。)の合併により存続する農業協同組合等及び既実施農業協同組合等の合併により設立される農業協同組合等並びに既実施農業協同組合等から責任共済、再共済又は再再共済の事業の全部又は一部を譲り受けた農業協同組合等及び既実施農業協同組合等から責任共済、再共済又は再再共済の契約の全部を包括して移転を受けた農業協同組合等については、改正後の自賠法第二十七条第一項の規定は、適用しない。

第四条 改正後の自賠法第二十八条の四第一項の規定は、農業協同組合等が締結する責任共済、再共済又は再再共済の契約(施行日から起算して十年を経過する日以前に締結されたものに限る。)に係る共済掛金、共済金等については、適用しない。

第五条 改正後の自賠法第四十条第二項の規定により政府が農業協同組合等の負う共済責任、再共済責任又は再再共済責任を保険する場合における同項の規定の適用については、施行日から起算して十年を経過する日までの間は、同項中「原動機付自転車」とあるのは、「軽自動車及び原動機付自転車」とする。

2 農業協同組合等が軽自動車に係る責任共済、再共済又は再再共済の契約によって負う共済責任、再共済責任又は再再共済責任について改正後の自賠法第四十条第一項及び第五十条の規定を適用する場合においては、これらの規定は、施行日から起算して十年を経過した日以後に締結される当該責任共済の契約に係る共済責任、再共済責任又は再再共済責任について適用する。

(保険・共済除外標準に関する経過措置)

第六条 改正前の自動車損害賠償保障法第十条の二第一項又は同条第四項において準用する第九条の二第四項の規定により交付又は再交付された保険除外標準は、改正後の自賠法第十条の二第一項又は同条第四項において準用する第九条の二第四項の規定により交付又は再交付された保険・共済除外標準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第九条 消費生活協同組合法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「消費生活協同組合又は」を「消費生活協同組合若しくは」に改め、「文字」の下に「又は」と紛らわしいことを示す文字を加える。

第十二条第三項中「但し、当該行政庁を」ただし、厚生省令で定める正当な理由がある場合又は当該行政庁に改める。

第二十六条の三に次の一項を加える。

2 組合が自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)又は責任共済の契約によって負う共済責任の再共済(以下「責任共済等」という。)の事業を行うおとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類」とに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金の額の算出方法に関して厚生省令で定める事項」とする。

第四十三条第四項中「第二十六条の三を」第二十六条の三第一項に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第十条第一項第四号の事業に係る前二項の認可については第五十八条の規定を、当該事業以外の事業に係る前二項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。

四 第五十条の二第二項の規定による責任共済等の事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による責任共済等の共済契約の全部の移転

第五十条の二を第五十条の三とし、第五十条の次に次の一条を加える。

(責任共済等の事業の譲渡等)

第五十条の二 責任共済等の事業を行う組合が責任共済等の事業(この事業に附帯する事業を含む。以下同じ。)の全部又は一部を譲渡するに、総会の議決によらなければならない。

2 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任共済等の共済契約の全部を包括して、他の組合に移転することができる。

3 第一項に規定する組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて責任共済等の事業に係る財産を移転することを定めることができる。

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第四十九条及び前条の規定を準用する。

5 第一項の規定により組合がその責任共済等の事業の全部を譲渡したとき又は第二項の規定により組合がその責任共済等の共済契約の全部を包括して移転したときは、遅滞なく、その旨を当該行政庁に届け出るとともに、責任共済等の事業を廃止するために必要な定款の変更をしなければならない。

第六十二条第三項中「前項の場合には」の下に

「第十條第一項第四号の事業を行う組合にあつては第五十七條第二項及び第五十八條の規定を、その他の組合にあつては第五十七條第二項を加える。

第六十五條第三項中「合併には、」の下に「第十條第一項第四号の事業を行う組合にあつては第五十九條、第五十條、第五十七條第二項及び第五十八條の規定を、その他の組合にあつては」を、「第五十條」の下に「第五十七條第二項」を加える。

第九十三條の二中「毎年一回を限り、組合から組合へ、毎年一回を限り（第十條第一項第四号の事業を行う組合にあつては、必要に応じ）に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十三條の三 当該行政庁は、第十條第一項第四号の事業を行う組合が法令、法令に基づいて行政庁の処分又は定款若しくは規約を守つてゐるかどうかを知るため特に必要があるとき、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有する会社をいう。次項において同じ。）又は関連会社（当該組合が実質的な支配を及ぼしているものとして厚生省令で定める要件に該当する会社をいう。次項において同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 組合の子会社及び関連会社（以下「子会社等」という。）は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四條に次の四項を加える。

3 当該行政庁は、第十條第一項第四号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があるとき、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 当該行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

5 当該行政庁は、前各項の規定により第十條第一項第四号の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があるとき、その必要の限度において、当該組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第二項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

第九十四條の二 当該行政庁は、第十條第一項第四号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があるとき認めるときは、当該事業に関し、定款若しくは規約の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができ

る。

第九十五條第一項中「前条」を「第九十四條」に、「その組合」を「当該組合」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「基いて行政庁の処分、定款又は」を「基いて行政庁の処分又は定款若しくは」に改め、同項第三号中「外」を「ほか」に改める。

第九十五條の二 第一項中「前条第三項」を「第九十五條第三項」に改め、同条を第九十五條の三とし、第九十五條の次に次の一条を加える。

第九十五條の二 当該行政庁は、第十條第一項第四号の事業を行う組合が第二十六條の第三項に規定する規約に定めた特に重要な事項に違反した場合において、前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第四十三條第四項の認可を取り消すことができる。

第九十九條第二項中「第九十三條」の下に「若しくは第九十三條の三」を加える。

第一百條中「左の」を「次の」に改め、同条第九号中「第五十條第二項の下に」を「第五十條の二第四項」を、「減少」の下に「責任共済等の事業の全部若しくは一部を譲渡し、責任共済等の事業に係る財産を移転し」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二 第五十條の二第五項の規定に違反したとき。

第一百條中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 改正後の消費生活協同組合法第三條第二項の規定は、この法律の施行の際現に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会であることを示す文字と紛らわしいことを示す文字を用いてゐる者については、施行日から起算して六月間は、適用しない。

第十一條 改正後の消費生活協同組合法第四十三條第五項の規定は、施行日以後に申請された同条第三項及び第四項の認可について適用し、施行日前に申請された同条第三項及び第四項の認可については、なお従前の例による。

2 改正後の消費生活協同組合法第六十二條第三項の規定は、施行日以後に申請された同条第二項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

3 改正後の消費生活協同組合法第六十五條第三項の規定は、施行日以後に申請された同条第二項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十二條 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

（共済規程）

第九條の六の二 事業協同組合が、自動車損害賠償保障法（昭和三十一年法律第九十七号）第五條（責任共済等の契約の締結強制）に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」と

いう。責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「再共済」という。又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済(以下「責任共済等」という。の事業を行おうとするときは、責任共済等に関する共済規程(以下「共済規程」という。)を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程には、責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に関して省令で定める事項を記載しなければならない。

3 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十九条第一項中「及び規約を」、規約及び共済規程に改める。

第四十一条第二項中「但しを」を「ただしに、」若しくは規約を、規約若しくは共済規程に改める。

第五十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「規約の下に」及び共済規程を加える。

第五十七条の二の次に次の一条を加える。

(責任共済等の事業の譲渡等)

第五十七条の二の二 責任共済等の事業を行う組合が責任共済等の事業(この事業に附帯する事業を含む。以下同じ。)の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任共済等の共済契約の全部を包括して、責任共済等の事業を行う他の組合に移転することができる。

3 第一項に規定する組合は、前項に規定する

共済契約を移転する契約をもつて責任共済等の事業に係る財産を移転することを定めることができる。

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

第五十七条の五の見出し中「火災共済協同組合等」を削り、同条中「火災共済協同組合又は責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(責任共済等の事業の会計区分)

第五十八条の二 責任共済等の事業を行う組合は、責任共済等の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第六十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「第六十六条第二項を」第六十六条第四項に改め、同条第四項中「火災共済協同組合又は責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは」に改める。

第八十二条の十三第一項第三号中「第六十六条第二項を」第六十六条第四項に改める。

第一百四十四条第一項中「若しくは規約を」、規約若しくは共済規程に改める。

第一百五十五条第一項中「若しくは規約を」、規約若しくは共済規程に、「疑を」疑いに改める。

第一百五十五条の四中「定款の下に」若しくは共済規程を加え、「疑を」疑いに改め、同条に次の二項を加える。

2 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を調査することができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第一百五十五条の四の次に次の一条を加える。

(行政庁の監督上の命令)

第一百五十五条の五 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

第六十六条の見出しを「法令等の違反に対する行政庁の措置」に改め、同条第一項中「前条の規定により報告を」第一百五十五条の四第一項の規定により報告に、「前条の規定により検査を」第一百五十五条の四の規定により検査に、「若しくは規約を」、規約若しくは共済規程に改め、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 責任共済等の事業を行う組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合が共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第九条の六の第二項(第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる。

第六十六条の二第一項中「前条第二項を」前条第四項に改める。

第一百四十四条第一項中「この法律第一百五十五条の四」を「この法律第一百五十五条の四第一項」に改める。

第一百四十四条の三中「火災共済協同組合又は責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは」に改め、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第一百五十五条の五の規定による命令に従わなかったとき。

第一百四十四条の三中第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第五十八条の二の規定に違反したとき。

第一百四十四条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九条の六の二第一項(第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第一百五十五条第十一号中「第五十七条の三第四項を」第五十七条の二の二第四項、第五十七條の三第四項に改め、同条第十二号中「第五十七條の三第四項を」第五十七條の二の二第四項、第五十七條の三第四項に、「組合を」責任共済

平成七年十二月十三日 参議院會議録第十八号

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案

二八

等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転、組合に改める。
(輸出入取引法の一部改正)

第十三条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改め、「規約の下に」及び「共済規程」を加え、「第六百六条第二項」を「第六百六条第四項」に改める。

第二十七条の十六中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第六百六条第二項」を「第六百六条第四項」に改める。

第四十五条第三号中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改める。

(輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)
第十四条 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第九条の七」を「第九条の六」まで、「第九條の七」に、「第五十八條から」を「第五十八條、第五十九條から」に、「及び第百十四條から第百十五條(第二号の二から第二号の五まで及び第十九号を除く。まで)」を「第百十四條から第百十四條の三(第一号、第六号及び第八号を除く。まで、第百十四條の四及び第百十五條(第二号の二から第二号の五まで及び第十九号を除く。))」に、「第六百六条第二項」を「第六百六条第四項」に改める。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正)
第十五条 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十条」を「第四十条第一項」に、「法第五十五条」を「同条第二項」に、「第五十六條第一項」を「第五十條第一項」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

第六条中「第五十條(法第五十六條第一項において準用する場合を含む。))」を「第五十一條」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第十五条第二項中「第五十六條第一項」を「第五十條第一項」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

うに改正する。

第十四条第一項中「第四十条」を「第四十条第一項」に、「法第五十五条」を「同条第二項」に、「第五十六條第一項」を「第五十條第一項」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

第六条中「第五十條(法第五十六條第一項において準用する場合を含む。))」を「第五十一條」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第十五条第二項中「第五十六條第一項」を「第五十條第一項」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七條の五第一項第五号中「第五十條の二」を「第五十條の三」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第十七条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十二中「第五十五條の四」を「第五十五條の四第一項」に改める。

第五條の二十三第三項中「第六百六條の二」まで「第六百六條の三」まで、第百五十五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二に改める。

第十七條第八項中「及び第九條の三から第九條の七まで」を「第九條の三から第九條の六まで及び第九條の七」に改める。

第四十七條第三項中「第六百六條第二項」を「第六百六條第四項」に改める。

条の四第一項」に改める。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)
第十八条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「第六百六條の二」まで(雜則)を「第五十五條の三」まで、第百五十五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項、第百六條の二(雜則)に、「及び第百四條から第百六條の二」までを「第百四條から第百五十五條の三」まで、第百五十五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二に改める。

第十八條第一項中「第百五十五條の四」を「第百五十五條の四第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中、農業協同組合又は農業協同組合連合会を「又は同法第六條第二項に規定する組合」に改める。

(自動車事故対策センター法の一部改正)
第二十条 自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項第三号中「第五章」を「第四章」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)
第二十一條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十五号中「共済規程」の下に「又は共済事業規約」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「第四十二號の六を第四十二號の七とし、第四十二號の五を削り、第四十二號の四を第四十二號の六とし、第四十二號の二及び第四十二號の三を二號ずつ繰り下げ、第四十二號の次に次の二號を加える。

四十二の二 自動車損害賠償責任共済等の共済規程等に関する処分について同意すること。

四十二の三 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済等に係る共同プール事務に関し、必要な命令をすること。

審査報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成七年十二月十三日

選挙制度に関する特別委員長 木暮 山人
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を、記号式から自書式に改めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

「参議院名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改める。

第百九十五条中「任意制記号式投票」を「記号式投票」に改める。

第百三十七条の二中「第四十六条第九項若しくは第十項(自書式投票)又は」を削り、「任意制記号式投票」を「記号式投票」に改め、「公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又はを削り、「略称」の下に又は公職の候補者に対して○の記号」を加える。

第百五十五条第一項中「候補者一人若しくは一の衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又は一の衆議院名簿届出政党等の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又はに改め、「若しくは公職の候補者一人の氏名」を削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙(衆議院議員の選挙)については、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日の前日まで(その期日を公示された総選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される当該再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「第四十六条第四項及び第五項」を「第四十六条第一項及び第四項」に、「第六十八条第三項」を「第六十八条第一項」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第五条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の表第二三十七条の二の項中「公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又はを削り、「略称」の下に又は公職の候補者に対して○の記号」を加える。

(漁業法の一部改正)

第六条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「及び第二百十六条」を、「第二百十六条及び第二百二十条第四項」に改め、同項の表第四十八条第一項の項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同表第四十九条第一項の項及び第四十九条第二項の項中「第四十六條(第五項を除く。)」を「第四十六條第一項から第三項まで」に改め、同表第六十八条の二第二項の項中「前条第三項第八号」

を「前条第一項第八号」に改め、同表第二百二十四条の二第二項の項中「第二百二十四条の二」に改め、同表第二百二十四条の二第二項の項を削る。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中「二〇、五五八、四二七を「一八、七二一、八四三」に、「二四、八五五、〇〇二」を「二二、四一七、五〇七」に、「二九、四〇九、四九〇」を「二六、五四七、三二六」に、「三三、五七七、六六五」を「二九、〇一三、七六二」に、「三七、六一九、七五九」を「三三、三九〇、九九一」に、「四四、七九六、四七八」を「三九、六〇七、五四四」に、「四三、八八八、九七八」を「三八、七〇〇、〇四四」に、「五三、三二〇、七四七」を「四七、二一六、八五五」に、「五二、三三八、二四七」を「四六、一四四、三五五」に、「五九、一〇五、四七二」を「五二、二五四、七三六」に、「五七、七八四、四二二」を「五〇、九三四、七三六」に、「九四、四一〇、八五三」を「八一、六一四、〇三〇」に、「九二、九三五、八五三」を「七九、一三九、〇三〇」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条第一項から第三項まで及び第六項から第十項まで」を「第四十六條第二項及び第三項」に、「第六十

八条第一項、第二項、第四項及び第五項を「第六十八条第二項及び第三項」に、「及び第二百一十一條第二項」を、「第二百一十一條第二項及び第二百二十條第四項」に改め、同条の表第六十八条第三項第二号の項中「第六十八条第三項第二号」を「第六十八条第一項第二号」に、「第六十八条の八第一項、第六十七條第一項若しくは第二項、第六十八條若しくは第二十五十一條の二」を「第六十八條の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第六十七條(重複立候補等の禁止)第一項若しくは第二項、第六十八條選挙事務関係者の立候補制限、第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)若しくは第二百五十一條の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)」に、「第六十八條の八第一項、第六十七條第一項若しくは第二十五十一條の二」を「第六十八條の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第六十七條第一項(重複立候補の禁止)若しくは第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)」に改め、同表第九十八條第一項の項中「第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)」に、「同条第一項各号」を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改め、同表第二百二十四條の二第二項の項中「第二百二十四條の二第二項」を

「第二百二十四条の二」に改め、同表第二百二十四条の二第二項の項を削る。

審査報告書

政党助成法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月十三日

選挙制度に関する特別委員長 木暮 山人
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政党交付金の交付について、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額を当該政党の前年における収入総額の三分の二に相当する額とする制度を廃止しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政党助成法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成七年十二月八日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

政党助成法の一部を改正する法律

政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一号から第七号まで及び第

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

政党助成法の一部を改正する法律案 質問主意書及び答弁書

九号に掲げる事項を、次に掲げる事項を、に改め、「前年十二月三十一日現在で算定した第八号に掲げる事項を同日の翌日から起算して四月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、五月以内)に」を削り、第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第二項中「前項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項を届け出る場合には第一号から第三号まで及び第五号に掲げる文書を、同項第八号に掲げる事項を届け出る場合には第四号に」を「前項の規定による届出をする場合には、次に」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第六条第一項中「前条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項並びに前年十二月三十一日現在で算定した同項第八号を、前条第一項各号に」に改め、「(自治省令で定める特別の事情がある場合にあっては、自治省令で定める期間内)」を削る。

第九条第一項中「その額が当該政党の前年における収入総額の三分の二に相当する額(以下「交付限度額」という。)を超える場合には、当該交付限度額とする。」を削り、同条第二項及び第三項中「その額が当該政党に係る交付限度額を超える場合には、当該交付限度額とする。」を削る。

第十条第一項中「第五号第一項第八号に掲げる事項の届出の期限が経過した日以後」を削る。

第十一条第一項中「定めるところにより」の下に「四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を加え、」の「額」の二分の一を「額」からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の

額を控除した残額の三分の一に改める。

第二十三条第三項中「各分割政党」の下に「(次項の届出をしたものに限り)」を加え、同条第四項中「及び第八号」を削る。

第二十四条第一項中「自治省令で定めるところにより」及び「及び前年における収入総額(当該合併解散政党が前年の一月一日前に解散した場合、その旨)」を削り、同条第二項中「自治省令で定めるところにより」及び「その他自治省令で定める文書を削り、同条第五項を削る。

第二十五条第一項中「自治省令で定めるところにより」及び「及び前年における収入総額(当該分割解散政党が前年の一月一日前に解散した場合、その旨)」を削り、同条第二項中「自治省令で定めるところにより」及び「その他自治省令で定める文書を削り、同条第四項中「各分割政党」の下に「(第一項の届出をしたものに限り)」を加え、同条第五項を削る。

附則

この法律は、平成八年一月一日から施行する。

村山内閣の基本姿勢に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年十一月二十九日

参議院議長 斎藤 十朗殿
田 英夫

村山内閣の基本姿勢に関する再質問主意書
私が本院における「質問第一号」として平成七年十月二十六日に提出した「村山内閣の基本姿勢に

関する質問主意書(以下においては「本件質問書」という)に対し、村山富市内閣総理大臣は同年十一月十四日に答弁書(以下においては「本件答弁書」という)を本院議長に送付した。

国会法第七十五条第二項の規定によれば、内閣は質問主意書を受け取った日から七日以内の答弁が義務づけられているのに対し、本件答弁書は、十分日時をかけた作成された経緯に照し、私は誠実で内容のある村山内閣の答弁を期待していたのであるが、その期待は大きく裏切られ、①本件答弁書作成過程における、本件質問書の不当な分断の疑い②故意になされた疑いの強い答弁もれ③内容が全く不誠実な答弁等々そこにあらわれた著しい国会軽視を容認することは到底出来ないで、再度の質問をする。

私の質問は、国務大臣として、国会に対して連帯して責任を負うことを日本国憲法第六十六条第三項の規定により、義務づけられている村山内閣の、全ての国務大臣に対してなされた質問である。

戦後五十年の節目の年にあたり、私の歴史認識と現状認識を示して、村山内閣として今は国の内外において破綻した「官僚による政治」から、公選された政治家が国民に対する責任を明確にした、真の民主政治を実現する方向性を積極的に打ち出すことを強く希望するものである。本件質問書の冒頭の文言を改めて以下に引用する。

申すまでもなく本年は我が国が太平洋戦争に敗れた一九四五年から数えて、戦後五十年という、節目の年にあたっている。

私は単に数字の上で節目の年だというだけでなく、政治、経済、社会の全般から、我が国の

将来を決する大きな問題が噴出してきているという点において、正に節目の年だと考えるものである。

天皇主権を定めた大日本帝国憲法と無責任な軍国主義の下で戦われた戦争に、国の内外の出来事に関する正確な情報を与えられず、半ば耳目を奪われて動員された私たちの反省は日本国憲法の国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三大理念に集約され、それが大筋において戦後五十年の「平和と民主主義」を支えてきたかに見えるが、最近における国会の形がい化、閣議の形がい化と一対をなすものとしての「官僚による政治」の弊害の顕在化には目をおおいたくなるものがある。

国民主権の大原則が、タテマエではなく、実質的に我が国の日々の国政の上で、実際に貫徹しているか否かを深く反省するところから、政治におけるリーダーシップの方向性をはっきりさせることが何よりも大切ではないであらうか。

民主政治の根幹をなすものは、賢明な国民の存在である。主権者である国民に対して、国政に関する情報が十分公開されることによって、国民の判断を誤らせることがないようにするシステムが十分確立し、それが正常に機能しているか否か、現実に国民の委任を受けて権力行使する者の行動に透明性が確保され、その者が国民に対して責任を負う意識と制度が十全に確立し、それが正常に機能しているか否か等々が、今まさに「政治不信」「官僚不信」の根底にある諸問題を解決していくにあたって、まさき問に問われなければならない事項ではないであらうか。

政治家の側に公選された者としての責任の自覚とその理念と政策を現実政治の場で実践する力量が不足する場合、重要な意思決定が事実上、官僚の手でおこなわれ、議院内閣制を実質あるものとする省庁の長としての、あるいは閣議のメンバーとしての国務大臣(政治家)の存在さえも極めて影がうすいものになりがちである。

私は中島義雄氏(大蔵省の元主計局次長)に代表される大蔵官僚の腐敗は、公選された存在ではない大蔵官僚が、予算編成権、徴税権、財政運営権等々の権力を事実上長期にわたって独占してきたことにもなる必然的腐敗であり、「行政各部を指揮監督する」(憲法第七十一條)内閣総理大臣の権限が、その人事権の行使をふくめ、村山富市首相によって、正常に行使されてこなかったところに、真の原因と責任があると考えるものである。

私は本件質問書において、以上のような全ての私の質問の根底にある私自身の歴史認識及び現状認識を明らかにし、全ての質問に共通する質問全体の目的・趣旨を明確にした上でその後個々の具体的質問をおこなっているものである。従って内閣による答弁の準備は以上の私の質問の趣旨にあたる部分(以下においては「趣旨部分」という)を個々の質問にあたる部分と一体のものとして受け止めることからスタートしない限り、個々の質問に対する答弁も趣旨を射た答弁にならないことは当然のことである。

巨視的に見て、国民に対して全く無責任な「軍部による政治」は一九四五年度の敗戦によって終わった。そして今、戦後五十年の節目の年にあたり、主権者である国民、その代表者である国会に

対して、事実上無責任な「大蔵省による政治」に終止符を打たなければならない。

私はかつて軍部の中にも、当時一流の「秀才たち」が多数いたし、今日、大蔵官僚の中に、一流のいわゆる「秀才たち」が集められ、個人的には優秀な人物も少なくない事実を率直に認めた上で、国民に対して責任を負わない、匿名の「秀才たち」による政治には大胆にピリオドを打つ決意を共有すること、を国権の最高機関である国会に席をおく一員とし村山内閣の閣僚の皆さんに呼びかけるものである。

それにかえて、それがいかに多くの困難をともなう事業であろうとも国民・国会に対し連帯して責任を負うことが憲法上も明文の規定をもつ「内閣による政治」を名目だけでなく、実質あるものにしなければならない。

日本の国政のあり方が、戦前のそれとは比較にならない程、世界の政治、経済に対して、大きな影響力を有するに至った事実を考えるならば、今日、後世の批判に耐える政治のしくみを確立することの責任は、国際社会に対する責任の見地からも重かつ大である。

国の内外激動の時代を常に国民の福利と世界平和の実現を座標軸としてのりきり、あわせて来るべき二十一世紀を準備する国政のあり方を共に真剣に考える立場から、以下の、村山内閣の全ての国務大臣にあてた質問をする。

私の以下の質問における「関係国務大臣」には、国会に対して連帯責任を負う、国務大臣が全て、該当するのであって、以上明らかにした私の質問の趣旨と、切り離した形で、個々の質問に対する官僚的答弁を準備することは絶対に許されない。以上の趣旨において、以下の質問をする。

なお、この質問に対する村山内閣総理大臣の答弁に、万一、本件答弁書のように、多くの答弁もれ等があった時は、今国会の会期中に、再々質問をおこなう必要があるの、仮に何らかの理由により七日以内の答弁が困難である場合においても、来る十二月十五日までの会期を考慮し、遅くとも来る十二月十二日までに答弁書を本院議長あてに送付されたい。

一、政府答弁書を決定する閣議のあり方について
本件質問書に対する本件答弁書においては、具体的な質問内容に対して全く答弁がなされていないので、以下、重ねて質問する。

1 国会法第七十四条によって提出された質問主意書の全文は行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う(憲法第六十六條第三項)村山内閣の国務大臣に対し、それに対する政府答弁書を決定する閣議の、何日前までに、配付されるのが通例であるかを明らかにされたい。

2 事務当局の官僚らが作成した政府答弁書全文はそれをもって村山内閣総理大臣の答弁とするか否かを決定する閣議の、何日前までに、国会に対し連帯責任を負う国務大臣に配付されるのが通例であるかを明らかにされたい。

3 前記1及び2に關し質問主意書及び政府答弁書案の閣僚に対する周知のあり方を定めた規程等があればその全文を明らかにされたい。

4 私は村山内閣の国務大臣が官僚の作成した政府答弁書案の内容を事前に知らされないままに、閣議で形式的承認を与えてしまうよう

なことがあるとすれば、それは国会の軽視、閣議の形がい化の典型であると判断するので、議員が提出する質問主意書も、これに対する政府答弁書案も、ともに、閣議の、少なくとも三日以上前に、閣議に出席する者全員に配付され、その内容について、予め、実質的に理解をする時間的余裕が与えられ、必要があれば閣議大臣としての意見を述べる機会が政府答弁書議決規程(仮称)の制定等の形で、明確に保証されるべきであると考えて、この点に關する村山首相の政治家としての見解を明らかにされたい。

5 政府が私の本件質問書に対する、平成七年十一月十四日付本件答弁書を作成する過程において、本件質問書第三項に対する政府答弁書の作成を担当した細谷龍平外務省経済局国際経済第二課長らの説明によれば①趣旨部分②第一項(政府答弁書)を決定する閣議のあり方について③第二項(大蔵官僚に対する国民の不信感について)④第三項(大韓航空機事件の真相究明を求めた国会決議について)部分がばらばらに分解され個々の政府答弁書の作成にあたる者に対しては本件質問書の全文が示されず、その個々の質問が本件質問書全体の中で、どのように位置づけられているのか、質問の趣旨部分との関係等一切知らされないままに、作業がすすめられた疑いが強いので以下の事項を明らかにされたい。

イ 本件質問書の趣旨部分に關し、閣議國務大臣には該當しない國務大臣(以下において「無關係國務大臣」という)であるとの判断から趣旨部分の配付を受けなかった國務大臣名と氏名

國務大臣名と氏名

ロ 本件質問書の第一項部分に關し、無關係國務大臣であるとの判断から、第一項部分の配付を受けなかった國務大臣名と氏名

ハ 本件質問書の第二項部分に關し、無關係國務大臣であるとの判断から、第二項部分の配付を受けなかった國務大臣名と氏名

ニ 本件質問書の第三項部分に關し、無關係國務大臣であるとの判断から、第三項部分の配付を受けなかった國務大臣名と氏名

ホ 国会議員が国会法第七十四条によって提出する質問主意書を勝手に分断をし、個別の質問項目ごとに、法律上の根拠を欠如する、「關係國務大臣」などと称する極く一部の國務大臣に限定し、かつ不当にも質問書の細分化した断片を配付する「権限」は村山内閣においては誰(職・氏名)が、いかなる法律上の根拠条文に基づいて行使しているのか。

ヘ 本件質問書に關し、無關係國務大臣との扱いを受けた者は本件答弁書に關する限り、国会に對し國務大臣としての連帯責任を負わないのか。

二、大蔵官僚に対する国民の不信感について

私が本件質問書において問題にしたのは、大蔵省の職員が自分も公平に費用を負担して他の省庁の職員や民間人と会食したり、清潔で品位のある交遊をしたりすることではない。大蔵省が大きな権力をもっていることが原因で実質的な力關係において下位である他の官庁の職員や大蔵省の監督下にある業界人から、一方的に「接待」を受け、自分の方は全く費用を負担しない行為が、国民の許容する常識的な「交際」の範囲を明らかに逸脱しているケースが多すぎることを問題にしているのである。

「法令に照らして問題にすべきような事実があった」という疑いがないにもかかわらず、職員会の会食の状況等について調査を行い、これを公表することは、職員のプライバシー保護の観点から適当ではない(二)のホに對する答弁)との答弁は私の質問の趣旨を故意にねじまげ監督官庁(大蔵省銀行局)の高官たちが公務に密着したテーマに關し、現に銀行全体のあり方が国際的な批判にさらされている大和銀行の職員から自らは費用を負担することなく、一方的に酒食の接待を受けた事実に関する調査を拒み、かつ、調査をしていないのであるから、正確には事実關係は不明であるにもかかわらず、「法令に照らして問題にすべきような事実があった」という疑いがない」と断定し、国民の怒りの声に謙虚に耳を傾け、公僕としてのモラルにより歯止めをかけることさえも拒んでいるのである。

村山内閣の下においては、法律にさえ違反しなければ何をやってでも「職員のプライバシー」として保護に価するものであるか。本件答弁書からは、村山内閣の誠意ある反省の意思が全くうかがえないので、重ねて以下の質問をする。

1 日銀が実施する公定歩合の引下げは、市中金利の引下げに結びついてこそ、年金生活者をはじめとする預金金利の引下げに苦しむ人々の大きな不利益との比較においても一定の限度で、国民の同意が得られるのである。

銀行の短期プライムレートは市中金利の水準を端的に示す指標であり、多数の国民の利益を押し、日銀が実施した公定歩合引下げの政策効果が実際にどのように現れているかを調査し、実態を把握しておくことはこれにとりも多数の国民の苦痛を考へるならば大蔵省として当然の責務である。

プライムレート決定権が民間の個々の銀行にあるという事実と、公定歩合引下げの政策効果が短期プライムレートの上にとどまるように反映しているかを迅速かつ的確に調査し、それを金融行政の上に、正しくフィードバックさせることが金融当局にとって、特に今日のような不況下においては、いかに大事であるかという事実とは、相互に何ら矛盾するものではない。

本年九月上旬に日銀が実施した公定歩合の引下げ後、一カ月を経過後においても短期プライムレートの引下げを実施しなかった銀行数、同二カ月を経過後においても短期プライムレートの引下げを実施しなかった銀行数を、至急調査の上、都銀、長信銀、信託銀、地銀、第二地銀の別に明らかにされたい。

2 本年七月十七日に井口俊英大和銀行ニューヨーク支店行員(当時)が同行頭取あてに送付し、同行が同月二十一日に受取ったワープロでびしり打たれた四十枚の犯行を詳細に告白した書状の件で、同月二十八日に同行が井口行員のもとに、書状の内容等を確認する目的で派遣した、安井健二副頭取(國際担当)と前ニューヨーク支店長の職にあった山路弘行常務取締役の両名からの報告を受け、井口行員からの書状の内容が全て事実であることを同行首脳部が確認した後の日であることが明

らかな、同年八月八日に、西村吉正銀行局長が同行藤田頭取(当時)と会食した際及びそれ以後の事実経過に対し、日本国民からはもとより、国際的な批判の声があがっているもので、以下の事項をそれぞれ個別に明らかにされたい。

イ 本年八月八日の会合は、大和銀行側の誰(職・氏名)から、銀行局側の誰(職・氏名)に対して、いつ、どのような趣旨の会合として、申込みがなされたものか。また右会合を仲介した政治家はいるのか。

ロ 右八月八日の会合は何時から、何時まで、どこで、誰々が出席して実施されたものか。

ハ 西村局長ら銀行局幹部は、右会合の申込みを受けた際、大和銀行側に対し、事件に関する説明資料を持参して大蔵省の庁舎内に出頭するように要求しなかった理由は何か。

ニ 七月下旬、ニューヨーク支店に安井、山路両役員を派遣した大和銀行側から同行のニューヨーク支店における調査等に基づく井口俊英行員からの告白の書状に記載された一千二百億円に上る不正取引による同行の損失の事実に関する詳細な報告を一時以上以上わたって受けた際、西村銀行局長が「この時期はちょっととまずいな」と発言したというのは事実であるか。

かりに右の銀行局長の発言が事実でないとする、一時間以上以上わたった右会合における双方のやりとりの要旨を明らかにされたい。

なお、本件答弁書では「多額の損失を生じさせた旨の行員の告白の手紙を受け取ったが、真偽のほどが明らかでない」、事態の把握に努め、状況がわかり次第報告したいとの説明を大和銀行側がおこなったとの、全く信じ難い答弁がなされているが、わざわざ大和銀行内の施設に会合の場所を設定し、一時間以上以上わたって、頭取から、銀行局長が直接説明を受けた内容が、五分間もかければ終わってしまう程度の右のような無内容かつ簡単な報告であったとは国民は誰ひとりとして信じていないので、大蔵官僚に対する不信感をこれ以上、拡大させる前にこの際、内閣の責任において、関係者に対する事情聴取を実施し、責任ある報告を国会に対して、明らかにされたい。

ホ 八月八日当日、大蔵省側が井口行員からの告白の書状(写)の提出を求めなかった理由は、その必要がないほど、大和銀行側の説明が詳細なものであり、かつ、同日の会合の席上、右書状そのものを見せられ、内容を承知したからではなかったのか。

かりにそうでないとすると、大蔵省が大和銀行に対し、右告白の書状(写)の提出をその後、五十日以上もの間、求めなかった理由を明らかにされたい。

ヘ 事件の大きさを一つとっても、ただちに大蔵大臣に対し事件の概略を一報すべき事案であるにもかかわらず西村銀行局長が八月八日に大和銀行頭取から受けた本件犯行に関する詳細な報告を一月以上も経過し

た九月十四日に至るまで、大蔵次官、大蔵大臣ら上司に全く報告しなかった理由を明らかにされたい。

3 本年八月八日の会合の席をふくめて、本年中において、大蔵省銀行局の職員で、自分の方は全く費用を負担することなしに、全額大和銀行側の費用負担において大和銀行関係者から一人・一回一万円をこえると推定される高額な酒食の接待又は贈答を受けた者の氏名、職名とその日時、場所(所在地と施設名)を、ただちに調査の上、明らかにされたい。

4 本件答弁書において、村山首相は公選された存在ではない大蔵官僚に、長期にわたってあまりに大きな権力が集中しすぎていることが、大蔵官僚の腐敗を生み、同時に国の内外における大蔵行政の破綻を結果した事実を反省し、大蔵省の事務を数省に分割するべしとの私の意見に対し、「予算編成、徴税、金融等のすべての機能が、大蔵省一省に集中していることが「我が国経済の円滑かつ効率的な運営に必要不可欠である」との反論をおこなっている。しかし、政府機能そのものにも匹敵する権限が一省に集中していることの結果が現に明らかで大蔵官僚のおこり、腐敗と、大蔵行政の破綻である。本年八月八日に大和銀行から、一時間以上もの時間をかけて詳細な報告を受けた大事件に関する情報が、銀行局長から事務次官に報告が届くのに三十七日間も必要とする現在の大蔵省のどこが「円滑かつ効率的」と言えるのか。日本国の憲法第六十五条は「行政権は内閣に属する」と規定し、行政権の行使は内閣においてこそ統一

的に行使されるべきことを定めている。

換言するならば、日本国の政治を議院内閣制の本旨に戻し、清潔で有能な公僕を政府職員の中から、政治のリーダーシップの下で着実に育成していく方向を明確に意識的にめざすべきなのである。

以上明らかにした私の現状認識と意見に近い見解を持つ国民は、日々増加しつつある。村山内閣総理大臣は政治家として、戦後五十年の節目の年にあたり私が本件質問書において「叩き台」を提案したような大蔵省の分割をふくむ、大胆な行政機構の改革の方向性を明らかにされたい。

三、大韓航空機事件の真相究明を求めた国会決議について

以下の質問は具体的事件の性格上、内閣総理大臣、官房長官、運輸大臣、防衛庁長官、外務大臣らの所管事務に特に関係することは明らかであるが一九八三年九月一日の事件直後に、衆参両院が政府に対し、事件の真相を明らかにすることを求めた国会決議を全会一致で決議し、それ以降、十二年以上の歳月を経過しながら、「大韓航空機事件の真相を究明する会」(瀬谷英行参議院議員ら四名が代表理事)などに参加している右事件の遺族らから、政府の責任において、国会に対し事件に関する調査報告書を提出すべしとの要求を再三、再四にわたって受けながら、政府としての調査を怠たり、全く調査結果を報告せず、全てICAO(国際民間航空機関)の調査に委ねていると称しながら、そのICAOがおこなう調査活動に関しても、東京国際対空通信局が管制業務にあたっていた中で発生した墜落事件であったにもかかわらず、以下において明らかにするように、〇〇七便のDF

DR(フライング・レコーダー)やCVR(ボイス・レコーダー)の分析作業に際しても、米・露・韓の三国が多数の専門家を派遣し、ICAOによる分析作業に積極的に関与する姿勢を示したのに対し、日本政府はひそかに台木一成運輸航空局調査員一人をパリに派遣したのみであり、かつまた、ICAOが一九八三年及び一九九三年に公表した調査報告書についても、私をふくむ多数の国会議員が仮に政府において、ICAOによる調査報告書をもって、右国会決議に対応する報告と位置づけるのであれば、日本政府独自の報告は一切おこなっていないのであるから、日本の国会における公用語である日本語の訳文をきちんとつけて、さらにもし必要があれば、英文が正文であることを明確にこたわった上で、ICAO報告書を正式に国会に提出することを要求してきたのに対し、外務省の官僚たちは「訳文を作成することは、調査の内容を独自に解釈し、ICAOによる調査の中立性、一貫性を損なうおそれがある」との、およそ理屈にならぬ理屈をつけて拒否している。

ことは正に、国会の国政調査権に対し、村山内閣として、どれだけ誠意をもって情報公開をする姿勢を示すが問われているのである。これほど明確かつ当然の要求に対し、国会軽視の態度を改めないのか否か、村山内閣の全閣僚の所信を明らかにされたい。

本件答弁書からは官僚による「ことなかれ主義」的な、いいわけにもならない、いいわけしか聞えてこない。右事件でその尊い生命を理不尽にも奪われた日本人乗客二十七名をふくむ二百六十九名の乗客乗員の犠牲と、事件直後に

多くの虚偽の情報による情報操作を受けた日本をふくむ国際世論の損失を想起するならば、真相究明の為の実質的な国際協力に關しては極めて不熱心で、日本国内向けには、ICAOという国際機関の存在を「錦の御旗」にしながらも、「金を出さなければ、しかるべき人を出さない」、その非軍事分野における貧弱な「国際協力」のあり方の反省をふくめて、村山内閣が内閣の責任において、右国会決議に対し、政府としてどう答えるのかを明らかにすべきである。

以上の観点から、以下の質問をする。

1 村山内閣として本件事件に關する正式な報告を国会に對しておこない、その際、参考資料として、ICAO報告書の日本語訳文を提出するべきであると考えが、国会決議に應ずる報告を、いつ、どのような形でおこなう方針であるのか、それとも、このまま何もしないでうやむやのうちに放置する方針であるのか、政府として右国会決議に對してどうするかを明らかにされたい。

2 政府職員でICAO事務局に勤務していた者の人数は一九八三年にはわずかに一名、一九九三年には三名ということであるが、その者の氏名及び現在に至る略歴を明らかにされたい。

3 一九九三年一月十一日から二十二日までの間、フランスのパリにある同国の事故調査局及び同国の飛行実験センターにおいて、ICAOが実施した大韓航空〇〇七便のDFDR(フライング・レコーダー)及びCVR(ボイス・レコーダー)の分析作業に際し、米、国三名、ロシア五名、韓国五名、日本一名のオブ

ザーバーが立ち会ったことであるが、以下の事項を明らかにされたい。

イ オブザーバーとして参加した右十四名の者はICAO職員が実施した右分析作業を単に観察者(オブザーバー)として観察してただけであるのか、それとも資格はオブザーバーではあるが実質的にはICAO職員らと共に、分析作業そのものに参加したのであるか、右オブザーバーたちの具体的な行為の態様はどうであったのか。

ロ 日本政府はなぜ、台木一成運輸航空局調査員一名だけという、他国の派遣したオブザーバー陣に比較して、その構成において、見劣りのする、真相究明への熱意が全く認められない「国際協力」の方法を選択したのか。その理由及び台木調査員の略歴を明らかにされたい。

ハ フランス政府が、ICAOに對して無償で提供した同国の施設及び専門家が〇〇七便のDFDR(フライング・レコーダー)及びCVR(ボイス・レコーダー)の分析作業をすすめる上で、実質的に大きな役割を果たしたのではないかと判断されるが、同国が提供した専門家の人数及びその主要なメンバー数名の氏名及び略歴を明らかにされたい。

ニ 大韓航空は本件事件の被告として米、国及び日本の法廷において故意又は故意と同等の重大なる過失責任を問われているのであるから、右被告関係者が重要証拠の解釈に直接關与することには疑問があるが、大韓航空パイロット及び同社技術者は具体的に

どんな行為をしたのかを明らかにされたい。またCVR(ボイス・レコーダー)の分析にあたった者のうち、韓国政府及び大韓航空関係者以外の者が韓国語の分る者の氏名、略歴を明らかにされたい。

4 ICAOが作成した①一九八三年十二月の最終報告書②一九九三年三月十一日の中間報告書③一九九三年五月二十八日の最終報告書④一九九三年六月八日の最終報告書追補に關し、以下の事項を明らかにされたい。

イ ①乃至④の各報告書に關し、運輸省、防衛庁、外務省において名目上は「仮訳」の形にせよ、事実上日本語訳本を作成しているものはいずれであるか、省庁別に明らかにされたい。

ロ ①乃至④の原書の頁数はA4判で表裏を合わせて、それぞれ全部で何頁であるか、またその本文と付録はそれぞれ何頁であるのかを明らかにされたい。

ハ 一九八三年十二月の最終報告書の作成の頃から翌年の航空委員会委員長報告書の作成の頃までは多数の「ワーキング・ペーパー」が作成公表され、ICAOの中立性を明らかにする為、その内部討論の過程についても国際世論の前に情報を公開する正しい姿勢が認められたのであるが、一九九三年五月二十八日の最終報告書に先立って作成された一九九三年三月十一日の中間報告書についてはなぜか「秘密扱い」になっていることであるので、誰が、誰に對して、いつまで、何を、いかなる利益を守ることを目的として、右中間報告書の「秘密

扱い」を決定したのかを明らかにされた
い。

5 防衛庁は本件事件に関し、多数の記者会見
での見解表明に加えて、「昭和五十八年九月
一日大韓航空機を要撃したソ連機の交信記
録」及び「自衛隊のレーダーデータによる大韓
航空機の高度及び速度等」などを公表してい
るがICAが一九九三年五月二十八日の最
終報告書で明らかにしたサハリン近辺におけ
る大韓航空機の航跡、高度、速度と防衛庁が
事件直後から一九八五年にかけて公表したそ
れとの間に、いくつかの重大な相違点が認め
られる事実に関し、防衛庁がおこなった説明
は「誤りであった」と自ら評価しているのか否
かを明らかにされたい。

6 旧ソ連と米國が直接国境を接し、特に一九
八二年から一九八三年にかけて、軍事的緊張
が高まっていたカムチャツカ半島近辺の空域
に関し、この地域に侵入する航空機について
は軍用機であると、民間機であることを問わ
ず、両國の軍事当局が嚴重なる監視下におい
ていたことは周知の事実であるが、米空軍に
は一九八二年二月二日に制定された米空軍省
規則 ANR/AAC REGULATION 80-10
8-10-10 の規定により、大韓航空〇〇七便
が侵入した空域に立ち入った、又は立ち入り
そうなる民間航空機をレーダーで発見した空軍
担当者にも最も近い米國連邦航空局のフライ
ト・ステーションに対する通報義務が存した
ことは一九八五年八月三十日付けで米國連邦
裁判所に提出された原告運営委員会申立書に
よって具体的に引用指摘され、日本國內に

おいても例えば一九九三年九月一日及びその
後毎年の「大韓航空機事件の真相を究明する
会」の記者会見等においても、米國情報公開
法により同会が入手した資料の公表等によっ
て明らかにされているところであるが、防衛
庁、運輸省、外務省は右米空軍省規則の規定
に関し、いかなる認識を有しているのかをそ
れぞれ明らかにされたい。

仮に、右空軍省規則の存在を知らないとい
うのであれば、その怠慢は明らかであるか
ら、至急調査の上、明らかにされたい。
右質問する。

平成七年十二月十二日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員田英夫君提出村山内閣の基本姿勢に
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田英夫君提出村山内閣の基本姿
勢に関する再質問に対する答弁書

我が國の國政の在り方が世界の政治、経済に大
きな影響力を有する今日において、政治家の國民
に対する責任を明確にした、眞の民主政治を実現
する方向性を積極的に打ち出すべきとの議員の趣
旨には、本内閣としても基本的には考えを同じく
するものである。第百三十一回国会における所信
表明演説でも述べたとおり、政治家は、改革の方
向付けとその実現に強いリーダーシップを発揮
し、行政官は、その専門知識を活かして誠実に具
体的政策の実施に当たるといふ双方の役割と責任

を十分に自覚し、齒車がかみ合せてこそ、諸改革
や國政運営は適切になされるものと考えており、
今後とも、本内閣として、憲法の理念を尊重し、
政治のリーダーシップの下、適切な國政運営に努
めてまいる所存である。

一の1について

質問主意書は、議長から転送された後、速や
かに答弁作成に係る省庁を定めた上で、これら
の省庁の長たる國務大臣あて転送日当日にその
全文を回付している。したがって、これら答弁
作成に係る省庁の長たる國務大臣に対しては、
答弁書が付議される閣議の当日を含めた七日前
に回付するのが通例となっている。

このことについて、本質問主意書を例として
具体的に申し上げると、平成七年十一月一日に
転送された「村山内閣の基本姿勢に関する質問
主意書」と同様、内閣官房長官、外務、大蔵、
運輸の各大臣及び防衛庁、総務庁の両長官へそ
れぞれ全文を転送日当日に回付するとともに、
全省庁にも別途配布し、また、内閣総理大臣に
対しても全文を報告したところである。

なお、質問主意書は、内閣への転送と同時に
関係議院から全省庁へ配付されていると承知し
ている。

一の2について

質問主意書に対する答弁書は、事務次官等会
議を経て閣議に付議することとされており、答
弁書の内容に関する関係省庁間の協議は、当該
事務次官等会議の前日までに完了することとさ
れている。したがって、答弁作成に係る省庁の
長たる國務大臣は、当該事務次官等会議の前
日、すなわち答弁書が付議される閣議の二日前

までには、答弁書の内容を承知することとなる
が、他の國務大臣については、遅くとも当該事
務次官等会議の後、すなわち当該閣議の前日ま
でには、答弁書の内容を承知しているのが通例
となっている。

なお、当該事務次官等会議及び閣議には、質
問主意書及びこれに対する答弁書の全文を配布
している。

一の3について

御指摘のような規程等はない。

一の4について

質問主意書に対する答弁書について、各國務
大臣は、遅くとも答弁書が付議される閣議の前
日までにその内容を承知しており、必要に応じ
当該閣議の場等において意見を述べていること
である。

一の5について

質問主意書の國務大臣への回付に当たって
は、議長から転送された全文そのものを回付し
ており、御指摘のように担当部分のみを送付す
ることはない。

したがって、答弁を作成する省庁は質問主意
書の全文を承知の上、答弁を作成していること
ろであり、御指摘の平成七年十一月十四日付け
の答弁書も同様に作成されたものである。

なお、同答弁書における「関係國務大臣」と
は、「一の1について」で述べた答弁作成に係る
省庁の長たる國務大臣である。

二の1について

平成七年九月上旬に日銀が実施した公定歩合
の引下げ後、一か月経過後において短期プライ
ムレートの引下げを実施しなかった銀行数は、

地方銀行協会加盟行では二十六行、第二地方銀行協会加盟行では五十一行であり、二か月経過後において短期プライムレートの引下げを実施しなかった銀行数は、地方銀行協会加盟行では二行、第二地方銀行協会加盟行では十行である。

なお、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行は、いずれも先般の公定歩合の引下げ後、一か月以内に短期プライムレートの引下げを実施している。

二の2のイについて

平成七年八月七日、大和銀行の専務取締役(当時)源氏田重義から、大蔵省銀行局長西村吉正に対して「意見交換を行うとともに、頭取から報告をしたい案件があるので時間をとってほしい」旨の申出があった。なお、仲介した政治家はいない。

二の2のロについて

大和銀行からは、頭取(当時)藤田彬、副頭取(当時)安井健二、専務取締役(当時)源氏田重義、常務取締役(当時)山路弘行、常務取締役勝田泰久、大蔵省からは、銀行局長西村吉正、銀行課長村木利雄が出席し、午後六時から午後七時ごろまで大和銀行白金会議所で行われた。

二の2のハについて

当初、大和銀行からは、銀行局長室への来訪の申出があったが、当時はコスモ信用組合の破綻処理が発表された直後で、木津信用組合、兵庫銀行の処理についても世間の関心が高まっている時期であり、また、大和銀行については、三菱銀行と東京銀行の合併に続く大型合併問題

の焦点との見方があった。この時点で銀行局長が大和銀行の頭取と長時間にわたって会談することによる報道機関に与える影響には、十分注意する必要がある。そのため、大蔵省等が共用している会議所で会うことも検討したが、当日は、他に会議があり、多数の人々の出入りが予想されたので、大和銀行の白金会議所で話を聞くことにした。

二の2のニについて

大蔵大臣が事情を聴取した結果、銀行局長の発言については、当時の金融機関をめぐる状況が極めて緊迫したものであったことから、そのような状況のもとでは、不確実な情報が流れることは問題であり、事態の解明が先決であると考えたところであるが、本件の発表の時期と関連づけて御指摘のような発言をした事実はないとのことであった。

また、事件に係る双方のやりとりの概要は、大和銀行頭取から、「七月下旬、ニューヨーク支店の現地採用職員から頭取あての私信を受け取った。この職員は、かねてから有能との評価を受けてきており、以前、頭取がニューヨークへ出張したときにも説明等に当たった者である。この私信には、十年以上にわたる米国国債の取引により十億ドル以上の損失を生じたとの告白が含まれている。真偽のほどが明らかでなく、余りにも長期間かつ多額のことで、ともかく事態の解明に当たることが先決であると考え、担当者に着手させたところである。ある程度の時間がかかると思うが、事態の把握に努め、状況が分かり次第報告したい。仮にこの損失が事実であったとしても、大和銀行の資産・

収益状況から見ても経営の根幹を揺るがすような影響を与えるものではなく、損失処理は迅速にできると思う。この説明を受けたので、銀行局長からは、「早急に事態の把握に努め、状況が分かり次第報告してほしい。この旨を伝え、その他の様々な意見交換を行ったとのことであった。

二の2のホについて

平成七年八月八日には、大蔵省側の出席者は、告白の手紙は見えていない。大蔵省は、従来より不祥事件の処理に当たっては、まず金融機関自身が事態の解明を行い、その調査結果の報告に基づき改善指導を行うという手法をとってきたこと、また、書状には、告白が含まれているものの、頭取が、旧知の職員から受け取った私信であるとの説明をしたことから、その場で提出することまでは求めなかったものである。

二の2のヘについて

大和銀行が、事態の解明をある程度行った上、大蔵省銀行局に対し、不祥事件として概要報告を行ったのは、平成七年九月十二日であり、大蔵事務次官及び大蔵大臣に報告したのは、その二日後である。

二の3について

法令に照らして問題にすべきような事実があったという疑いがないにもかかわらず、職員の会食の状況等について調査を行い、これを公表することは、職員のプライバシー保護の観点から適当ではないと考える。

いずれにせよ、大蔵省においては、「綱紀の厳正な保持について」の通達を发出し、「職務上の関係者からの会食等への招待は、原則として

応じないこと。」としており、さらに、紀律保持委員会などあらゆる会議を通じて綱紀の保持の徹底を図り、職員の気持ちの引締めを行ってきているところである。

御指摘を謙虚に受け止め、今後とも綱紀の厳正に全力を尽くしてまいりたい。

二の4について

大蔵省に係る不祥事は、大蔵省への信頼を大きく損なうもので、公務員の綱紀に関する国民の御批判については、これを謙虚に受け止める必要があると考える。

また、大和銀行問題及びその対応等については、既に答弁させていただいたとおりである。しかしながら内外から種々の御批判をいただいたところであり、今回の事件を貴重な教訓としていかなければならないと考えている。

しかし、大蔵省の担っている財政機能と金融機能とは、いずれも経済運営上密接に関連する重要な政策手段であることから、これらの機能を一つの省で一体的に運営することが必要不可欠であり、政府としては、同一大臣の責任の下に、一体的に政策を遂行し、我が国経済の円滑かつ効率的な運営に努めてまいりたい。

いずれにせよ、中央省庁の在り方については、中長期的な検討課題の一つと認識しているが、中央省庁は国の行政機構の最も根幹をなす組織であり、その改編の影響は極めて大きいと考えられることから、様々な観点から十分慎重に検討することが必要と考える。

三の1について

政府としては、大韓航空機事件に関する衆参両院決議に沿い、中立で、かつ、この分野に

おける専門的能力において最も適任である国際民間航空機関(以下「ICAO」という。)を中心とする真相の究明を推進し、また、関係各国と共にICAOの調査に協力してきたところである。平成五年のICAO最終報告書をもって、これまでに得られた情報を基に行い得る公式な真相究明は基本的に完了したものと認識している。他方、その後、大韓航空機事件の真相を究明する会がICAO事務局に対し、同報告書の内容について更に質問を行ってきたと承知しているところ、これについては政府よりICAO事務局に対し、中立性、客観性を保ちつつ事実関係を誠意をもって回答するよう働きかけてきた。また、今回を含め本事件に係る累次の質問主意書への答弁書作成に当たり、ICAO事務局に対し再三、詳細にわたる事実関係の照会を行う等、政府として可能な限りの努力を払ってきた。

できている。

御指摘のICAO最終報告書の訳文作成については、特に本件報告書には、関連する訴訟での係争事項ともなっている本事件の責任の所在等、機微でかつ国家間の関係にも関わり得る問題について、英文に特有の表現で書かれ、解釈を特定し得ないような記述も含まれていることから、政府として責任をもって国会に提出し得る訳文を作成することは、仮に英文が正文であることを断った上であっても、極めて慎重にならざるを得ないとの事情がある。このことは決して御指摘のような国会軽視に出たものではなく、重ねて御理解を得たい。

三の2について

昭和五十八年及び平成五年にICAO事務局に勤務していた政府職員の氏名及び現在に至る略歴は次のとおりである。

昭和五十八年 芦沢璋

昭和五十四年七月から昭和五十九年七月までICAOアジア太平洋事務所管制捜査難担当官

昭和六十年四月から同年五月まで運輸省航空局安全監察官

同年五月から昭和六十六年六月まで同省航空局監理部国際航空課航空交渉調査官

同年六月同省辞職

平成五年 富田博明

平成四年一月から平成六年十二月までICAO事務局本部地域問題部担当官

平成七年一月から同年三月まで運輸省航空局技術部航空機安全課航空機検査官

同年四月から同省航空局技術部航空機安全課補佐官

芹沢道男

平成三年五月から平成六年四月までICAOアジア太平洋事務所管制捜査難担当官

同年四月から運輸省東京航空交通管制部航空管制官

井ノ口寛 平成五年七月から平成七年七月までICAOアジア太平洋事務所管制捜査難担当官

同年七月から運輸省東京航空局新東京空港事務所管制部航空管制官

三の3のイについて

各国のオブザーバーは基本的には分析作業に立ち会い、これを観察したが、ICAO事実調査団(以下「調査団」という。)によるボイス・レコーダーの記録の再生と翻訳の作業にはオブザーバーも参加した。具体的には、記録テープの再生はフランスの技術者が行い、韓国語については、最初に韓国のオブザーバー、主として大韓航空のパイロットが英語に訳し、これを調査団や他のオブザーバーが適切な英語に直すという作業を繰り返した。その後、フランスの公式韓国語翻訳者が翻訳の最終確認を行った。

その他の分析作業は、フランスの専門家の協力の下に、調査団が中心となって行ったと承知している。

三の3のロについて

本件は技術的な分析作業であり、各国オブザーバーは「三の3のイについて」で述べたように、基本的にはこれに立ち会うことが目的であったので、我が国としてはこの分野に精通した台木調査員一名を派遣することで十分と判断している。

三の3のハについて

フランスの提供した専門家の人数は十二名であり、その氏名及び当時の肩書は以下のとおりである。なお、これら専門家の略歴は承知していない。また、この外に一時的に何人かの技術者が分析作業に参加したと承知しているが、記録に残っていない。

事故調査局フライト・レコーダー技術者

右に同じ

右に同じ

事故調査局実験室専門家

事故調査局ボイス・レコーダー技術者

事故調査局長

- A. E. COURBIE (クルビエール)
- M. GONON (ゴノン)
- J. M. LAPENNE (ラペン)
- P. BOYELEDIEU (ボワイエルディウ)
- A. SERRES (セレス)
- P. ARSLANIAN (アースラニアン)

J. C. ANTOINE(アントワヌ)
P. HENNEQUIN(エヌカン)
J. F. BERTHIER(ベルティエ)
J. F. BUISSET(ビュイセ)
P. LEMOINE(ルモワヌ)
N. LALLEET(ラレ)

事故調査局実験室長
事故調査局広報室長
事故調査局冶金専門技術者
警備官
飛行実験センター・レコーダー解析課長
飛行実験センター・ワークショップ課長

三の3の二について

大韓航空パイロット及び同社技術者は、「三の3のイについて」で述べたように、フライト・レコーダー及びボイス・レコーダーの分析にオブザーバーとして立ち会い、韓国語の部分を英語に翻訳する作業に参加したと承知している。

また、韓国政府及び大韓航空関係者以外の者では、ロシアからのオブザーバーの一人であるP. DOROSTCHENKO(ドロスチェンコ)大佐が韓国語を解したと承知している。同大佐の略歴は承知していない。

三の4のイについて

御指摘の各報告書については、それぞれの作成当時の政府内関係者にも照会する等可能な限りの調査を行ったが、「仮訳」の形にせよ、政府において訳本を作成したとの事実の確認はできなかった。

三の4のロについて

昭和五十八年十二月に公表された最終報告書は本文が五十六頁、附属が合計九十二頁、平成五年三月十一日付けの中間報告書は七頁、平成五年五月二十八日付けの最終報告書は六十五頁、平成五年六月八日付けの最終報告書追補は

一頁である。なお、平成五年五月二十八日付けの最終報告書には関連して同時に公表された参考資料がある。

三の4のハについて

平成五年三月十一日付けの中間報告書は、ICAO事務局から理事会に対し、事実調査の進捗状況に関する中間的な報告を行うための部内文書であり、本来公表を目的としたものではない。また、最終的に公表すべき情報はすべて最終報告書に含まれ、公表されることから、中間報告書を公表する必要はないとの判断の下に、事務局長が秘扱いで取り扱うよう提案し、理事会は異議なく秘扱いを承認した。

なお、昭和五十八年十二月に公表された最終報告書の作成直後の時期においても、御指摘のように、ICAOの内部討論の過程が正式に公表されていたとは承知していない。

三の5について

御指摘の報告書の内容の当否について、防衛庁は評価する立場にない。

三の6について

御指摘の規則については、質問主意書の御指摘を踏まえ、米政府当局に照会した結果、同

規則は米空軍の内部規則であることが判明しており、その内容について政府としてコメントする立場にはない。

平成七年十二月十三日 参議院会議録第十八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4284
定 価	本号一冊 六円 送料別